

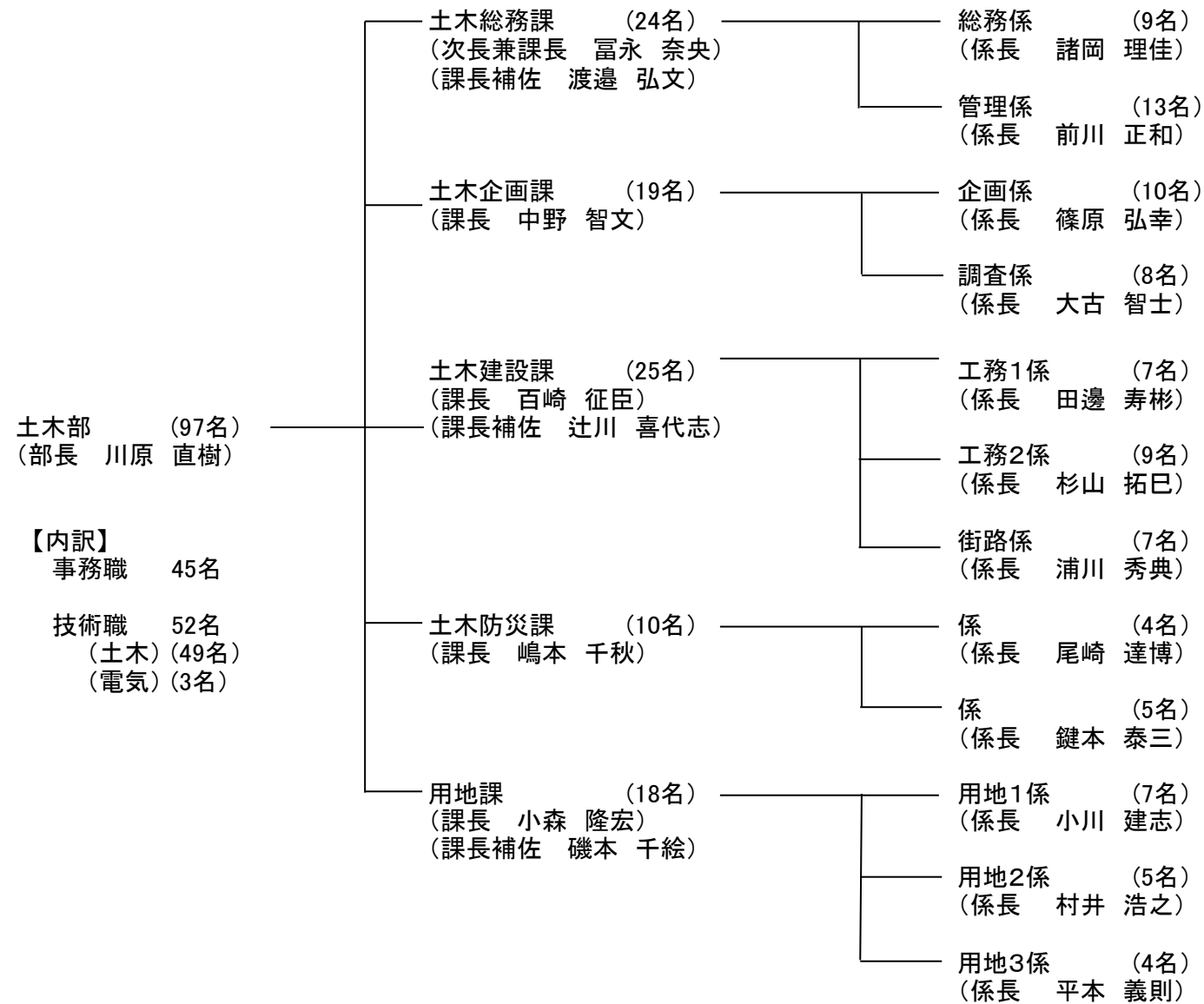
所管事項調査に関する資料

目 次	ページ
1 機構及び職員数	2
2 分掌事務	3
3 所管事務の現況等	
(1) 道路事業の概要(土木総務課、土木企画課、土木建設課、土木防災課)	4 ～ 35
(2) 河川事業の概要(土木防災課)	36 ～ 46
(3) 公園等事業の概要(土木総務課、土木建設課、土木防災課)	47 ～ 50
(4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要(土木企画課)	51 ～ 55
4 訴訟の現況について(損害賠償請求事件)	56 ～ 60
5 都市計画道路銅座町松が枝町線(銅座工区)における土地売買等契約の 事故繰越について	61 ～ 67
6 平和公園再整備基本計画について	68 ～ 80
7 指定管理者の更新の方針について	81 ～ 93

土木部
令和7年6月

1 機構及び職員数

(令和7年4月1日現在)



※()書きはそれぞれ部長、課長、課長補佐、係長を含んだ正規職員数(再任用、会計年度任用職員は除く。)

2 分掌事務

課 名	分 掌 事 務	課 名	分 掌 事 務
土木総務課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (5) 市道、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の里道、水路等に限る。)並びに海岸及び公園の管理に関すること。 (6) 市道の路線の認定、廃止及び変更に関すること。 (7) さくらの里の管理に関すること。 (8) 道路台帳及び公園台帳に関すること。 (9) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく通行の制限に関すること。 (10) 法定外公共物譲与申請に関すること。 (11) 緑地保全に関すること。 (12) 都市緑化推進事業に関すること。 (13) 緑化基金事業に関すること。 (14) 公共花壇デザイン選定審査会に関すること。 (15) 緑化関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (16) 部内事務の連絡調整に関すること。	土木建設課	(1) 補助幹線道路の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 (2) 都市計画道路に関すること(新設工事及び改良工事の設計及び施行に関するものに限る。) (3) 総合公園及び運動公園の新設工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 (4) 稲佐山公園、平和公園(平和会館を除く。)、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園の維持補修に関すること。 (5) 街路灯に関すること。
土木企画課	(1) 市道の新設工事及び改良工事の企画に関すること。 (2) 都市計画道路に関すること(土木建設課の所管に係るものを除く。) (3) 駐車場に関すること。 (4) 高速道、国道、県道等の幹線道路及び道路交通環境に関すること。 (5) 公園、緑地等の調査、計画及び都市計画決定に関すること。 (6) 都市交通審議会、移動等円滑化推進協議会及び平和公園再整備基本計画検討委員会に関すること。	土木防災課	(1) 二級河川、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の水路等に限る。)の改良工事の計画、設計及び施行に関すること。 (2) 橋梁等の長寿命化に関すること。 (3) 海岸事業に関すること。 (4) 砂防事業に関すること。 (5) 水防対策に関すること。 (6) 公共土木施設(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号に掲げるもの(土木部の所管に係るものに限る。)をいう。)及び法定外公共物の災害復旧に関すること。
		用地課	(1) 土地の取得及び登記に関すること。 (2) 建設事業等の施行に伴う財産上の補償に関すること。 (3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定による公告、許可等に関すること。 (4) 土地開発基金の管理及び処分に関すること。

3 所管事務の現況等

(1) 道路事業の概要

ア 道路整備の基本的な考え方

- ・ 高規格道路や幹線道路については、近隣都市との移動時間短縮、地域間の連結強化及び交通混雑の解消を図るため、整備を促進する。
- ・ 補助幹線道路については、市街地の交通混雑の解消や、道路ネットワークの形成による移動の円滑化を図るため、重点路線を中心に整備を推進する。
- ・ 老朽化する橋梁やトンネル等の道路構造物については、関係部局と連携して、計画的な維持管理により、施設の長寿命化と維持管理費の縮減を図る。
- ・ 電柱については、無電柱化を推進し、防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図る。

イ 市道及び法定外公共物の現況

(令和7年4月1日現在)

地域	地区面積 (A) km ²	路線数 路線	実延長 (B) m	実延長の内訳		橋 梁		トンネル		法定外公共物
				改良済 延長 m	未改良 延長 m	個数 橋	延長 m	個数 ヶ	延長 m	里道 延長 km
旧市内	240.83	5,132	1,321,743	901,880	374,349	749	8,878	8	2,123	1,326
香焼地区	4.51	90	27,183	19,290	6,876	2	10	0	0	17
伊王島地区	2.26	42	17,613	9,231	8,280	6	395	1	286	26
高島地区	1.34	27	12,165	7,747	4,240	3	109	0	0	9
野母崎地区	20.93	203	104,395	29,033	74,264	51	282	0	0	167
外海地区	46.62	184	134,416	64,767	69,202	33	356	0	0	305
三和地区	21.74	280	124,334	70,747	46,925	28	310	0	0	157
琴海地区	67.63	428	205,970	91,846	112,700	43	591	0	0	596
合計	405.86	6,386	1,947,819	1,194,541	696,836	915	10,929	9	2,409	2,603

※各「延長」欄の小数点以下の値は記載を省略しているため合計積み上げがあわない場合があります。

ウ 主要事業の概要

1) 高規格道路の整備促進（土木企画課）

高規格道路の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

① 高規格道路長崎南北幹線道路（長崎市田上町～時津町野田郷）L=約 15 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 長崎南北幹線道路 未整備区間（長崎市茂里町～時津町野田郷 約 7km）

令和元年度 ルート選定委員会より県へルートの提言

令和3年度 都市計画道路長崎時津縦貫線として都市計画決定

令和4年度～ 事業中（長崎市茂里町～滑石2丁目 約 5.3km）

- ・ 主要地方道長崎畝刈線 滑石工区（長崎市滑石2丁目～時津町野田郷 約 1.4km）

令和5年度～ 事業中

② 高規格道路西彼杵道路（時津町野田郷～佐世保市大塔町）L=約 46 km

（事業主体：長崎県）

- ・ 西彼杵道路 時津工区（時津町日並郷～野田郷 約 3.4 km）

令和4年度 完成供用

- ・ 西彼杵道路 未整備区間（西海市西彼町平山郷～時津町日並郷 約 22km）

令和2年度 道路計画検討委員会より県へルート及び優先整備区間の提言

令和4年度～ 事業中（西海市西彼町平山郷～白似田郷（大串白似田バイパス 約 6.6 km））

③ 主要地方道長崎南環状線（新戸町～江川町） L=約 5.2 km

（事業主体：長崎県）

平成28年度～ 事業中

2) 幹線道路の整備促進（土木企画課）

幹線道路（一般国道、主要地方道、一般県道）の改良及び交通安全対策等の整備促進を図るため、国土交通省、長崎県等に対する要望活動及び関係機関との相互調整を行っている。

① 一般国道34号（事業主体：国土交通省）

- ・ 新大工・馬町交差点改良事業 平成25年度から事業中

- ・ 歩行者利便増進道路整備事業 令和6年度から事業中

- ② 一般国道 499 号（事業主体：長崎県）
 - ・ 栄上工区（約 1.3 km）平成 20 年度から事業中
- ③ 一般国道 324 号（事業主体：長崎県）
 - ・ 茂木拡幅（約 0.14km）令和 5 年度から事業中
- ④ 一般国道 202 号（事業主体：長崎県）
 - ・ 福田本町工区（約 0.8 km）平成 24 年度から事業中
 - ・ 小浦工区（約 0.5 km）令和 2 年度から事業中
- ⑤ 都市計画道路滑石町線（事業主体：長崎県）
 - ・ 大神宮工区（約 0.9 km）平成 23 年度から事業中
- ⑥ 主要地方道野母崎宿線（事業主体：長崎県）
 - ・ 千々工区（約 1.2 km）平成 23 年度から事業中
 - ・ 大崎～宮摺工区（約 0.4 km）平成 26 年度から事業中
 - ・ 飯香浦工区（約 1.1 km）平成 26 年度から事業中
 - ・ 為石工区（約 0.5 km）平成 26 年度から事業中
- ⑦ 一般県道深堀三和線（事業主体：長崎県）
 - ・ 深堀工区（約 0.5 km）平成 27 年度から事業中
- ⑧ その他の幹線道路の整備（事業主体：長崎県）
主要地方道神ノ浦港長浦線（改良）、一般県道長崎漁港村松線（改良）など

3) 道路整備に関する協議会の運営（土木企画課）

幹線道路整備促進に関する要望等を行う協議会の運営・事務を行っている。

- ① 一般国道 34 号道路整備促進協議会
- ② 一般国道 499 号道路整備促進協議会
- ③ 一般国道 202 号（福田バイパス）道路整備促進協議会
- ④ 長崎外環状線道路建設促進協議会
- ⑤ 西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会
- ⑥ 九州国道協会

4) 都市計画道路に関する計画・調整（土木企画課・土木建設課）

都市計画道路の都市計画決定・変更などに係る事務を行っている。

5) 都市計画街路事業（土木建設課）

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

【主要な整備路線】

（令和 7 年 3 月末現在）

	路 線 名	延 長	幅 員	事業期間 (認可期間)	進捗率
①	新地町稲田町線	400m	15m	H12～R9 (H12～R9)	82%
②	大黒町恵美須町線	110m	26.25m	H26～R14 (H26～R14)	22%
③	銅座町松が枝町線(銅座工区)	420m	15m	H26～R11 (H26～R11)	51%
④	片淵線(新大工工区)	270m	8m	H28～R12 (H28～R12)	39%

長崎市幹線道路網図

主) 東長崎長与線

- ・ミツ山町 (H30～)
- ・平間町 (R2)

主) 神ノ浦港長浦線

- ・琴海戸根町～長浦町 (H19～)
- ・神浦向町 (H27～R6)

一般国道206号

- ・琴海村松工区 (R3～R6) 【写真12】

一) 長崎漁港村松線

- ・西海町平床 (H24～H27)
- ・西海町榎ノ久保 (H25～R3)
- ・松崎町 (H28～)

1)-② 高) 西彼杵道路

- ・時津工区 (時津町 (日並～野田)) (R5. 2供用) 【写真3】
- ・大串白似田バイパス (西海市 (平山～白似田)) (R4～)
- ・西海市白似田～時津町日並 (事業化検討中)

2)-⑤ (都) 滑石町線

- ・横道工区 (H13～H26)
- ・大神宮工区 (H23～) 【写真9】

1)-① 高) 長崎南北幹線道路

- ・元船町～茂里町 (S50～H22) ((都) 浦上川線)
- ・茂里町～滑石 (R4～) 【写真1、2】
- ・滑石～時津町野田 (事業化検討中)
- ・主) 長崎欽刈線 滑石工区 (R5～)

ながさき女神大橋道路 (木鉢～戸町) (H17. 12開通)

主) 長崎南環状線 ((都) 長崎外環状線)

- ・長崎IC～田上 (H16. 3供用)
- ・田上～新戸町 (H23. 2供用)

主) 長崎南環状線 ((都) 女神大橋線)

- ・大浜～木鉢～戸町 (H17. 12供用)
- ・戸町～新戸町 (H20. 3供用)

一) 伊王島香焼線 (伊王島大橋)

- ・伊王島2丁目～香焼町 (H23. 3供用)

2)-⑦ 一) 深堀三和線

- ・大籠工区 (H 2～H24)
- ・深堀工区 (H27～) 【写真11】

2)-② 一般国道499号

- ・竿浦工区 (H 3～H22)
- ・栄上工区 (H20～) 【写真6】
- ・蚊焼工区 (H15～H23)
- ・岳路工区 (H22～R 3)

川平有料道路

- ・H2. 7開通

長崎バイパス

- ・S42. 11開通

長崎バイパス西山延伸

- ・H3. 3開通

九州横断自動車道(長崎～長崎多良見) 4車線化

- ・長崎苅塚IC～長崎多良見IC (R1. 6供用)
- ・長崎IC ～長崎苅塚IC (R4. 3共用) 【写真①】
- ※暫定2車線 長崎～長崎多良見 (H16. 3供用)

ながさき出島道路

- ・H16. 3開通

2)-① 一般国道34号

- ・日見バイパス (新日見トンネル) (R3. 3 4車線化) 【写真⑤】
- ・新大工・馬町交差点改良事業 (H25～) 【写真5】
- ・歩行者利便増進道路整備事業 (R6～)

2)-③ 一般国道324号

- ・滑川工区 (H27～R5) 【写真7】
- ・茂木拡幅 (R5～)

2)-⑥ 主) 野母崎宿線

- ・飯香浦工区 (H26～)
- ・茂木工区 (H20～H28)
- ・大崎～宮摺工区 (H26～)
- ・千々工区 (H23～)
- ・為石工区 (H26～) 【写真10】

2)-④ 一般国道202号

- ・福田本町工区歩道整備 (H24～) 【写真8】
- ・小浦工区歩道整備 (R 2～)

1)-③ 主) 長崎南環状線

- ・新戸町～江川町 (H28～) 【写真4】

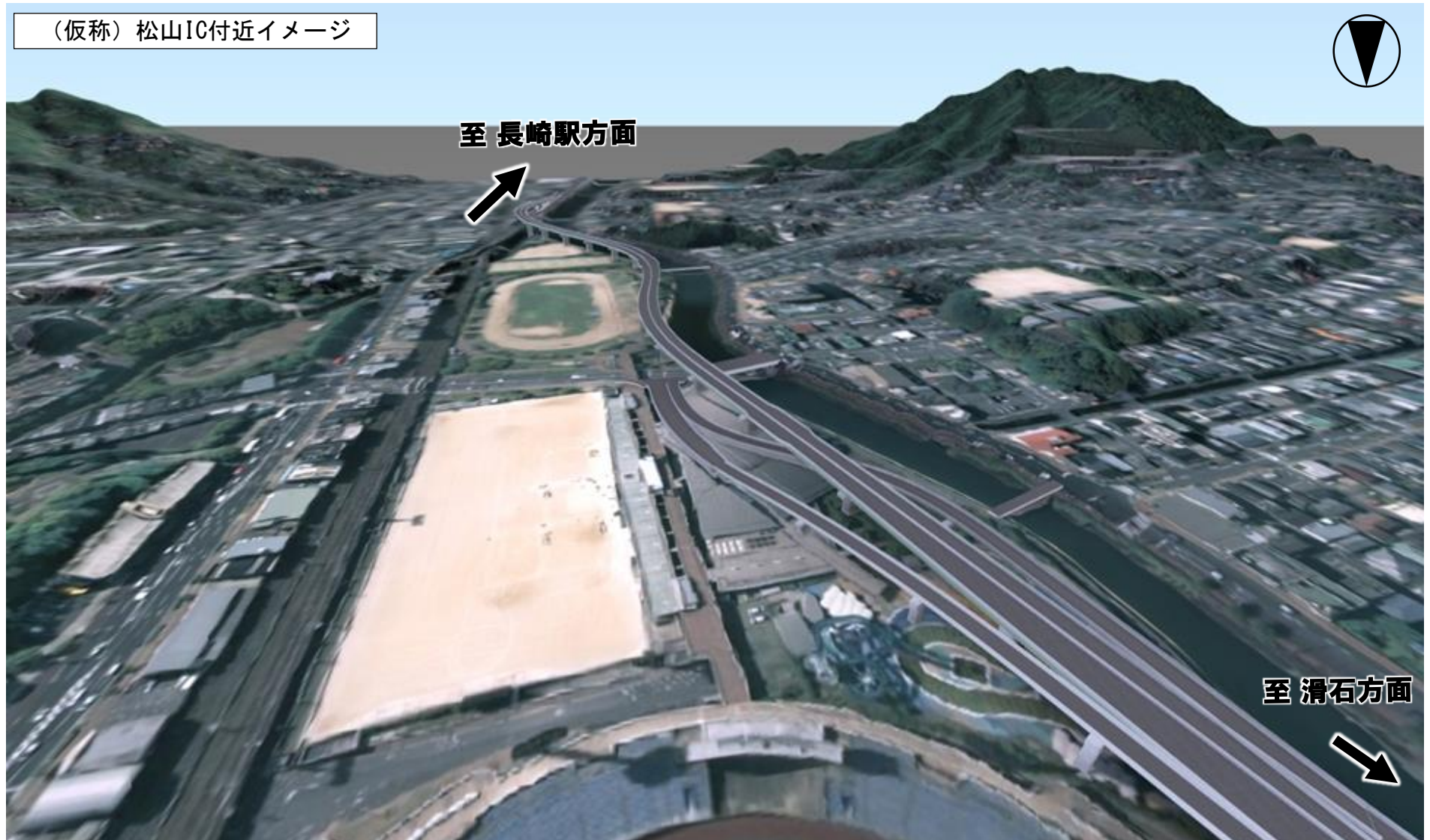
凡例	
構想路線	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
計画路線	● ● ● ● ● ● ● ●
都市計画道路(未着手)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
都市計画道路(事業中)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
有料道路	— — — — — — — —
高速道路	— — — — — — — —
国 道	— — — — — — — —
県 道	— — — — — — — —
幹線道路(事業中)	● ● ● ● ● ● ● ●
幹線道路(整備済)	● ● ● ● ● ● ● ●

※(都):都市計画道路 主):主要地方道 一):一般県道
高):高規格道路 赤字:事業中の道路

1) -① 高規格道路 長崎南北幹線道路
茂里町～滑石2丁目（R4～事業中）

写真 1

（仮称）松山IC付近イメージ

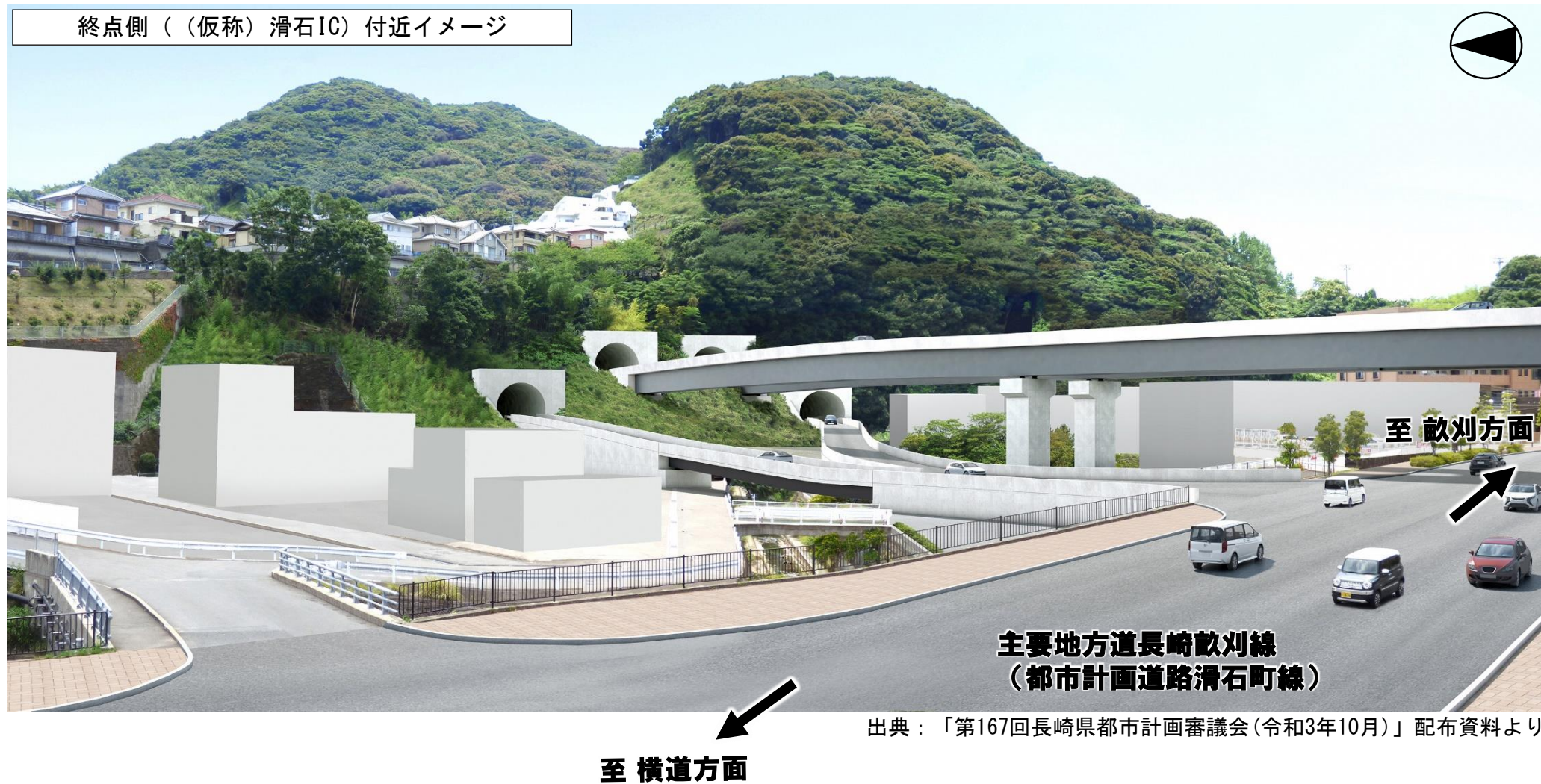


出典：長崎県HP「都市計画道路長崎時津縦貫線の都市計画変更（素案）イメージ動画」より

1) -① 高規格道路 長崎南北幹線道路
茂里町～滑石2丁目（R4～事業中）

写真 2

終点側（（仮称）滑石IC）付近イメージ



出典：「第167回長崎県都市計画審議会（令和3年10月）」配布資料より

1)-② 高規格道路 西彼杵道路
時津工区(時津町日並郷～野田郷)(令和5年2月完成供用)

写真3



1) -③ 主要地方道 長崎南環状線
新戸町～江川町 (H28～事業中)

写真4

(仮称) 江川トンネル 工事状況 (掘削状況1,014m/2,137m 令和7年3月末時点)



出典：長崎県HP「長崎南環状線（仮称）江川トンネルの進捗状況（令和7年3月末時点）」より

整備状況（馬町交差点～諏訪神社電停付近）



4車線完成供用部状況



拡幅完成供用部状況





整備状況 (県営住宅滑石団地付近)



至三重

滑石地域センター方面

整備状況 (市営年崎アパート付近)



整備状況 (深堀6丁目)



拡幅完成供用部状況



補助幹線道路（都市計画道路）



5)-② 大黒町恵美須町線
L=110m H26～R14
(H26～R14)

5)-③ 銅座町松が枝町線(銅座工区)
L=420m H26～R11
(H26～R11)

5)-① 新地町稲田町線
L=400m H12～R9
(H12～R9)

5)-④ 片淵線(新大工工区)
L=270m H28～R12
(H28～R12)

凡例

路線名
整備延長 事業期間
(認可期間)

6) 道路新設改良事業（土木建設課）

国庫補助事業と、起債事業の地方道路等整備事業により、国県道等の幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を進めている。

【主要な整備路線】

（令和 7 年 3 月末現在）

	路 線 名	延 長	幅 員	事業期間 (認可期間)	進 捗 率
①	江平浜平線	2,260m	9.75m	H9～R11 (H9～R8)	83%
②	中川鳴滝 3 号線	1,200m	10～12m	H12～R12 (H12～R12)	49%
③	川上町出雲線	576m	10.5m	H3～R10 (H3～R10)	92%
④	清水町白鳥町 1 号線	430m	12m	H23～R9 (H23～R7)	71%
⑤	虹が丘町西町 1 号線	1,950m	10m	H9～R11 (H9～R7)	51%
⑥	相川町四杖町 1 号線 ほか 4 線	2,720m	5.5～11.5m	H9～R7 (H9～R7)	80%
⑦	土井首町磯道町線	760m	8.5m	H19～R11	63%

補助幹線道路（市道）



6)-⑤虹が丘町西町1号線
L=1,950m H9~R11
(H9~R7)

6)-⑥相川町四杖町1号線
ほか4線
L=2,720m H9~R7
(H9~R7)

6)-①江平浜平線
L=2,260m H9~R11
(H9~R8)

6)-③川上町出雲線
L=576m H3~R10
(H3~R10)

6)-⑦土井首町磯道町線
L=760m H19~R11

6)-④清水町白鳥町1号線
L=430m H23~R9
(H23~R7)

6)-②中川鳴滝3号線
L=1,200m H12~R12
(H12~R12)

凡例

路線名
整備延長 事業期間
(認可期間)

7) 地方道路等整備事業（土木建設課）

道路新設改良事業で整備を進めている主要路線における、仮舗装などの応急的な整備と斜面移送機器の維持補修を行っている。

8) 道路構造物等補強（土木防災課）

国の道路メンテナンス事業補助を活用し、道路等の災害を防止するため、道路構造物等について、法に規定された5年に1回の定期点検や緊急性に応じた補修・補強を行うもの。

令和7年度の事業予定：

工事 10 橋 1 トンネル、設計 11 橋 1 トンネル、点検 180 橋

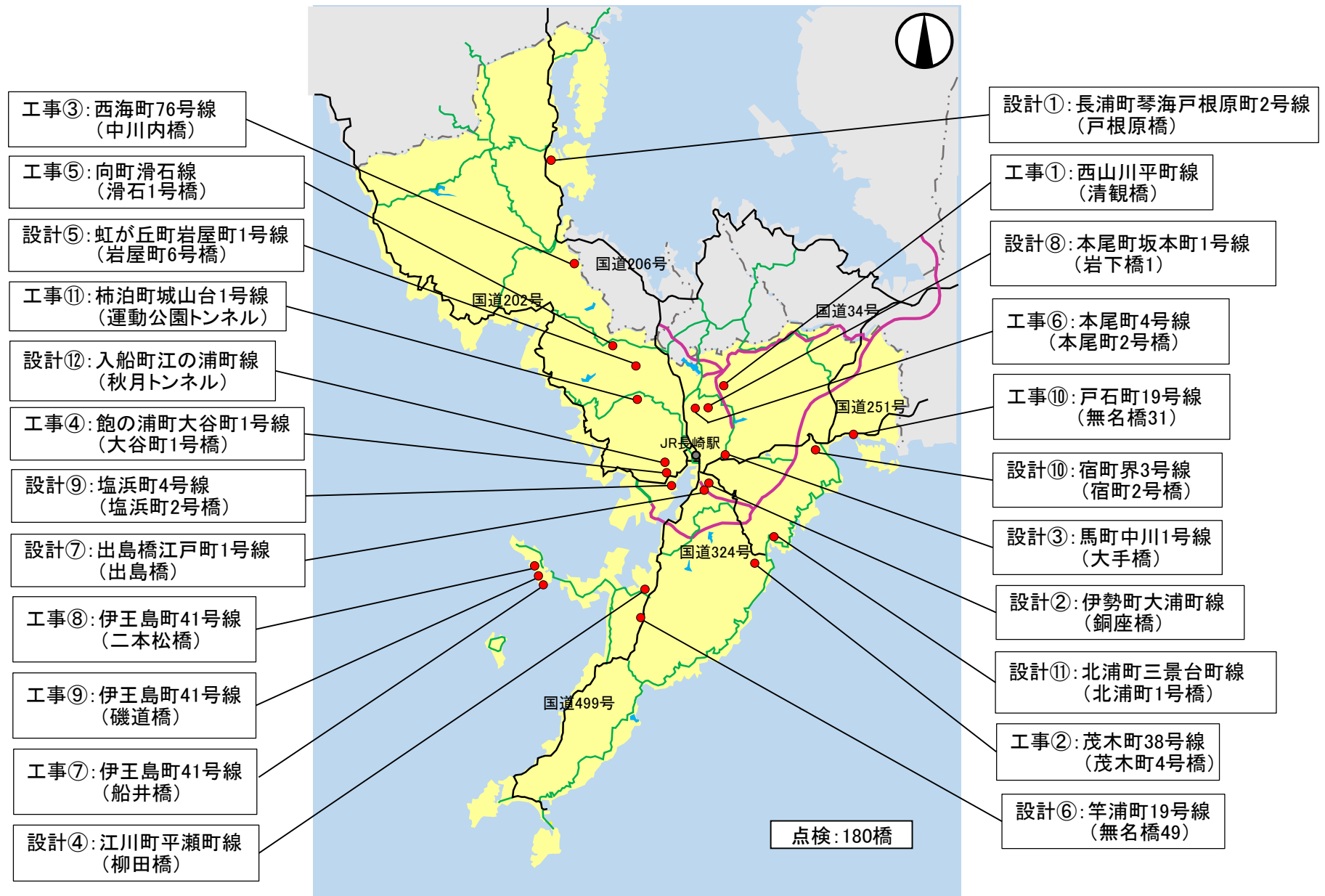
【工事予定箇所】

	路線名（橋梁・トンネル名）	延長
①	西山川平町線（清観橋）	10.0m
②	茂木町 38 号線（茂木町 4 号橋）	5.6m
③	西海町 76 号線（中川内橋）	5.2m
④	飽の浦町大谷町 1 号線（大谷町 1 号橋）	5.0m
⑤	向町滑石線（滑石 1 号橋）	4.4m
⑥	本尾町 4 号線（本尾町 2 号橋）	3.4m
⑦	伊王島町 41 号線（船井橋）	93.8m
⑧	伊王島町 41 号線（二本松橋）	62.6m
⑨	伊王島町 41 号線（磯道橋）	62.6m
⑩	戸石町 19 号線（無名橋 31）	2.6m
⑪	柿泊町城山台 1 号線（運動公園トンネル）	934.0m

【設計予定箇所】

	路線名（橋梁・トンネル名）	延長
①	長浦町琴海戸根原町 2 号線（戸根原橋）	16.6m
②	伊勢町大浦町線（銅座橋）	15.1m
③	馬町中川 1 号線（大手橋）	12.6m
④	江川町平瀬町線（柳田橋）	7.4m
⑤	虹が丘町岩屋町 1 号線（岩屋町 6 号橋）	5.9m
⑥	竿浦町 19 号線（無名橋 49）	7.5m
⑦	出島橋江戸町 1 号線（出島橋）	36.2m
⑧	本尾町坂本町 1 号線（岩下橋 1）	6.2m
⑨	塩浜町 4 号線（塩浜町 2 号橋）	4.3m
⑩	宿町界 3 号線（宿町 2 号橋）	3.2m
⑪	北浦町三景台町線（北浦町 1 号橋）	2.7m
⑫	入船町江の浦町線（秋月トンネル）	77.0m

道路構造物等補強事業（橋梁・トンネル）



9) 道路災害復旧（土木防災課）

異常な天然現象により被災した道路施設を復旧するもの。

令和6年度の道路災害件数は2件

① 路線名：松崎町2号線

期 間：令和6年11月14日から令和7年2月21日まで

延 長：L= 8.0m、工事請負費：C= 3,478 千円

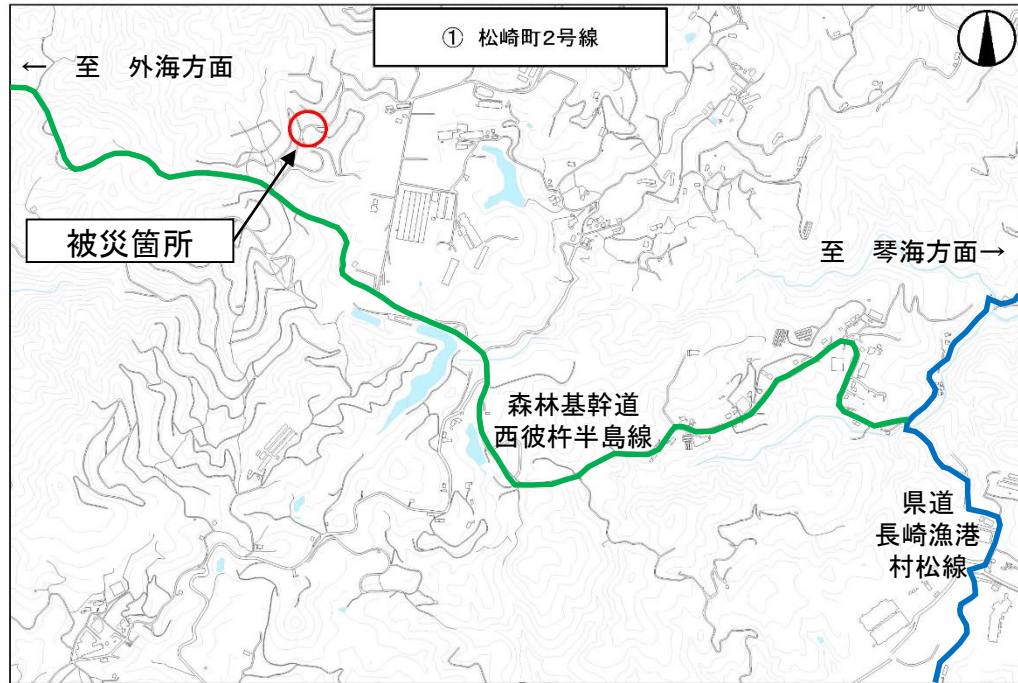
② 路線名：西山12号線

期 間：令和6年10月21日から令和7年5月22日まで

延 長：L= 41.0m、工事請負費：C= 85,769 千円



① 松崎町2号線



着工前



竣工



② 西山12号線



着工前



竣工



10) 街路灯整備事業（土木建設課）

地域住民が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進を図るため、自治会等からの要望に応じて生活道路や通学路などに LED 街路灯を設置している。

なお、省エネルギー化を図るため、平成 25 年度から平成 28 年度の 4 か年で蛍光灯の街路灯約 35,000 灯の LED 化を完了している。
また、令和 7 年 3 月末時点における街路灯の設置数は、市全域で約 38,200 灯である。

【LED 街路灯への転換及び新設状況】

年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)	年 度	転換灯数(灯)	新設灯数(灯)
H25	5,716	294	R2	－	332
H26	11,058	253	R3	－	373
H27	11,477	388	R4	－	255
H28	6,395	379	R5	－	253
H29	－	357	R6	－	185
H30	－	255	R7(予定)	－	100
R1	－	234	H25～R7(予定) 計	34,646	3,658

11) 無電柱化推進事業(土木建設課・土木企画課)

防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成を図ることを目的に、国の定める無電柱化推進計画に基づき、国庫補助を活用しながら整備を行っている。

【整備済路線(市道)】

(令和7年3月末現在)

路 線 名	整備済延長 (上下線)	計画期間	路 線 名	整備済延長 (上下線)	計画期間
出来大工町江戸町線	2,520m	S61 年度～H2 年度 (第 1 期電線類地中 化計画)	松が枝町南山手町線	200m	H11 年度～H15 年度 (新電線類地中化計画)
浜町油屋町 1 号線	720m		松が枝町 2 号線	120m	
栄町油屋町 1 号線	700m		銅座町新地町 1 号線	640m	
大黒町麴屋町線	720m		伊勢町大浦町線	520m	
大黒町麴屋町線	960m	H3 年度～H6 年度 (第 2 期電線類地中 化計画)	出島町 2 号線	500m	H16 年度～H20 年度 (無電柱化推進計画)
出来大工町江戸町線	380m		出島町籠町 1 号線	320m	
伊勢町大浦町線	700m		出島町新地町 1 号線	280m	
栄町恵美須町 1 号線	440m		伊勢町大浦町線	80m	
栄町油屋町 1 号線	300m		松山町大橋町線	1,200m	H21 年度～H29 年度 (無電柱化に係るガイドラ イン)
銅座町新地町 1 号線	300m		籠町稲田町 1 号線	300m	
栄町油屋町 1 号線	300m	H7 年度～H10 年度 (第 3 期電線類地中 化計画)	八千代町尾上町 1 号線	320m	H30 年度～R2 年度 (無電柱化推進計画)
住吉町文教町線	1,140m		尾上町八千代町 1 号線	1,100m	
茂里町 3 号線	440m		尾上町 2 号線	90m	
			尾上町 1 号線	300m	
			合計	15,590m	

【整備中の路線(市道)】

(令和7年3月末現在)

路 線 名	整備延長 (上下線)	事業期間	進 捗 率
籠町稲田町1号線	500m	H29年度～R7年度 (無電柱化推進計画)	94%
新市庁舎周辺道路 (興善町桜町1号線ほか2線)	580m	R2年度～R9年度 (無電柱化推進計画)	41%
尾上町八千代町1号線	120m	H30年度～R8年度 (無電柱化推進計画)	0.5% ※まちづくり部所管
八千代町尾上町1号線	280m	R1年度～R4年度 (無電柱化推進計画)	100.0% ※まちづくり部所管 R8年度 入線抜柱予定
八千代町宝町1号線	800m	R1年度～R8年度 (無電柱化推進計画)	45.5% ※まちづくり部所管

電線類地中化 市道整備路線 (その1)



尾上町八千代町1号線

※まちづくり部所管 L=120m

八千代町尾上町1号線

尾上町2号線

尾上町1号線

尾上町八千代町1号線

大黒町麴屋町線

栄町恵美須町1号線

出島町籠町1号線

出島町2号線

伊勢町大浦町線

松が枝町南山手町線

松が枝町2号線

八千代町尾上町1号線

※まちづくり部所管 L=280m

八千代町宝町1号線

※まちづくり部所管 L=800m

新市庁舎周辺道路
(興善町桜町1号線)

L=140m

新市庁舎周辺道路
(諏訪町桜町1号線)

L=320m

新市庁舎周辺道路
(桜町3号線)

L=120m

出来大工町江戸町線

栄町油屋町1号線

浜町油屋町1号線

銅座町新地町1号線

出島町新地町1号線

籠町稲田町1号線

籠町稲田町1号線

L=500m

長崎県庁

市役所

市民会館

中央公園

出島

崇福寺

済公園

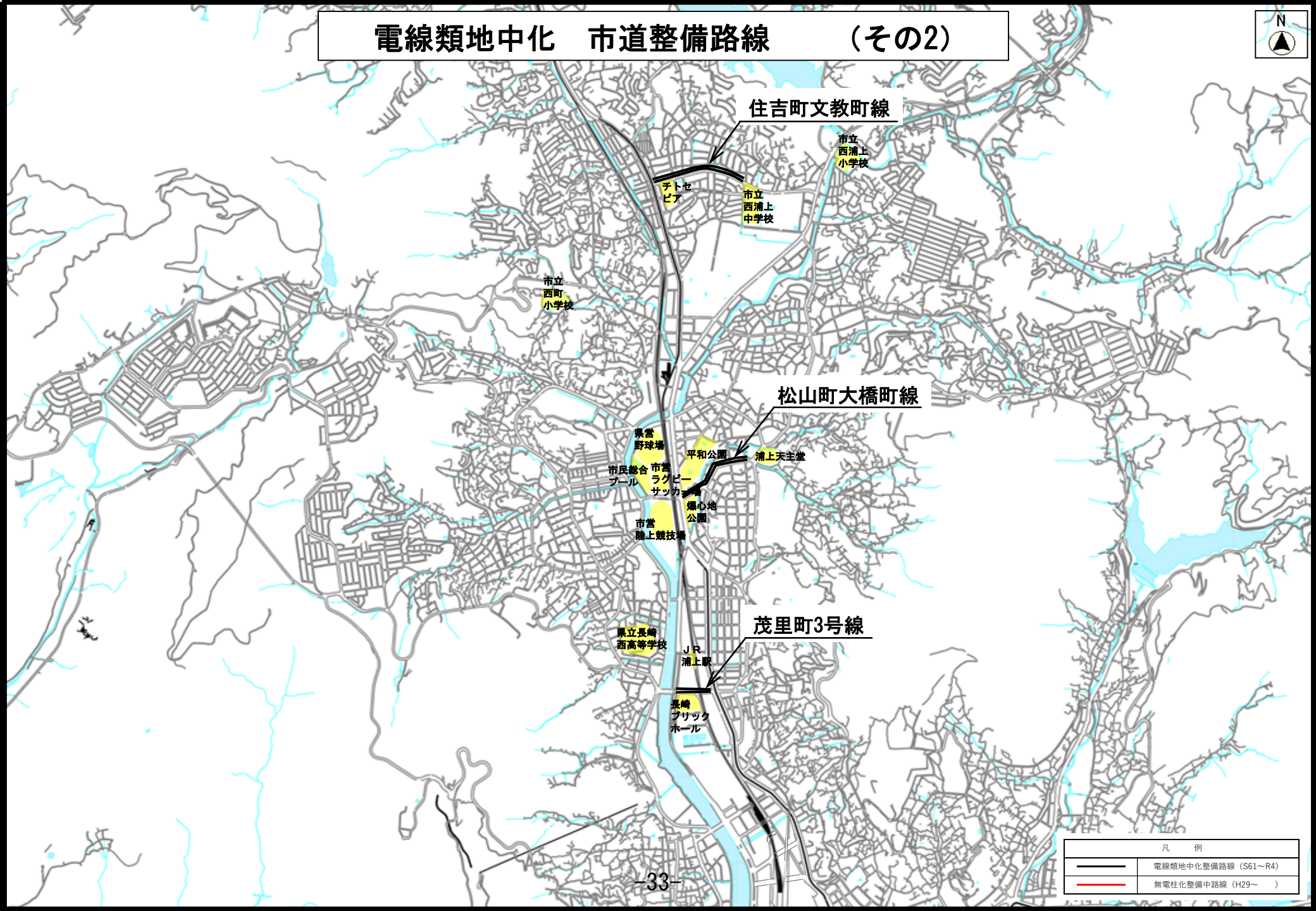
長崎みなと
メッセ

市立梅香崎
中学校

松が枝
第2駐車場

凡 例	
	電線類地中化整備路線 (S61~R4)
	無電柱化整備中路線 (H29~)

電線類地中化 市道整備路線 (その2)



凡 例	
	電線類地中化整備路線 (S61~R4)
	無電柱化整備中路線 (H29~)

無電柱化整備事例 (籠町稲田町 1 号線)

事業前

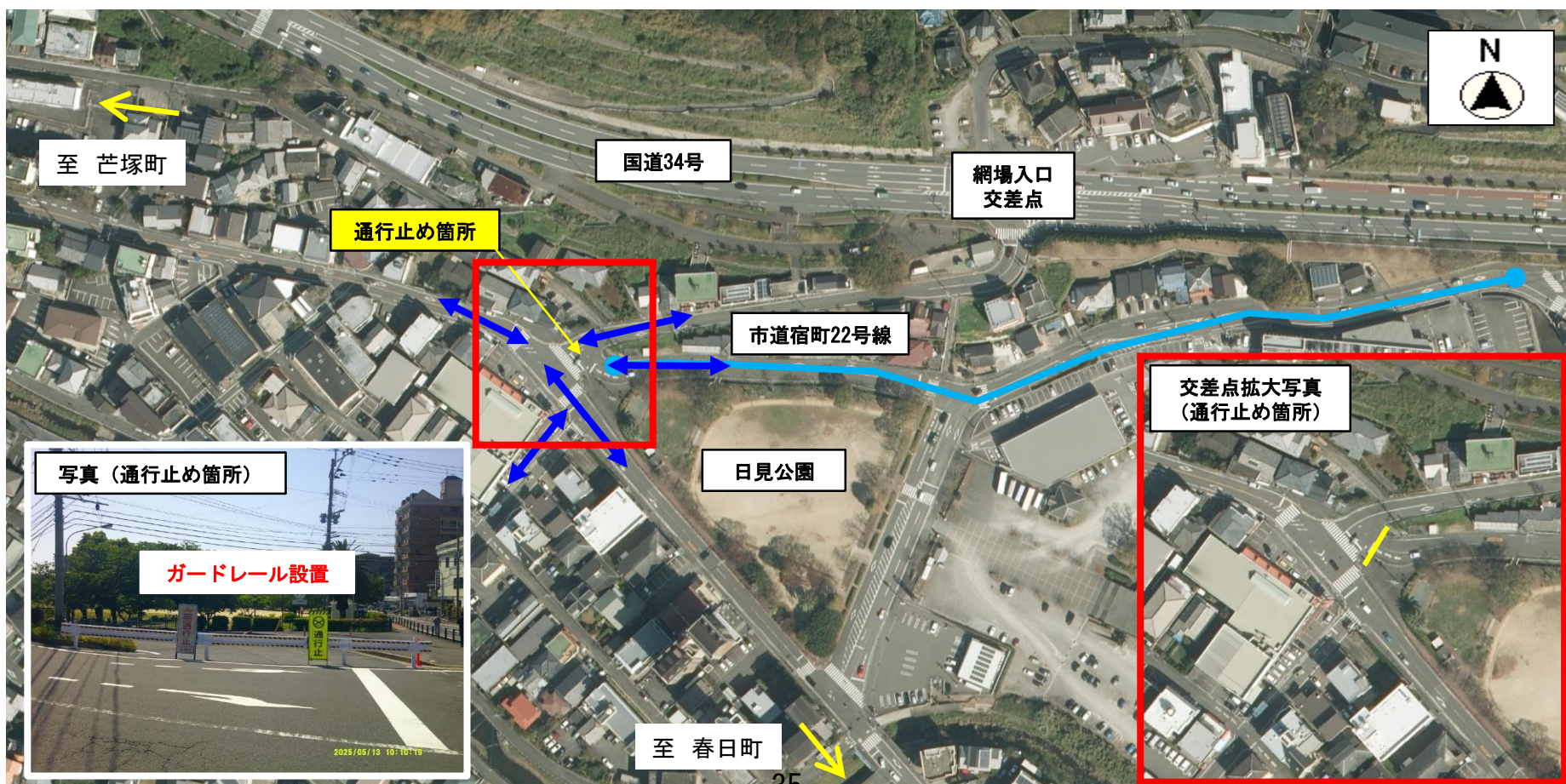


事業後



12) 市道宿町22号線の安全対策(通行止め)について(土木総務課)

- ① 路線名 市道宿町22号線
- ② 場 所 宿町(日見公園北側)
- ③ 内 容 市道宿町22号線に接続する交差点形状が変則的であり、交差点から当該市道への車両進入が歩行者に危険な状況のため、地元自治会等から安全対策の要望があり車両の通行止めを行った。
- ④ 通行止め
の開始日 令和7年4月1日



(2) 河川事業の概要

ア 河川整備の基本的な考え方

河川整備において、水害に対する安全性の向上を図ると共に、自然環境への影響や地域との調和に配慮した川づくりを進めている。

また、近年、想定外の降雨による大規模な洪水が発生していることから、従来のハード対策に加え、洪水ハザードマップ等のソフト対策を活用し、水害リスクの低減を図る。

イ 河川及び法定外公共物の現況

一級河川、二級河川、準用河川とは、河川法により管理される河川である。

普通河川とは、条例により管理される河川で、条例上は法定外公共物という。

(令和7年3月末現在)

種 類	管 理	本 数	延 長 (km)
一級河川	国	0	0
二級河川	県	49	126
準用河川	市	53	34
普通河川 (法定外公共物)	市	—	1,363

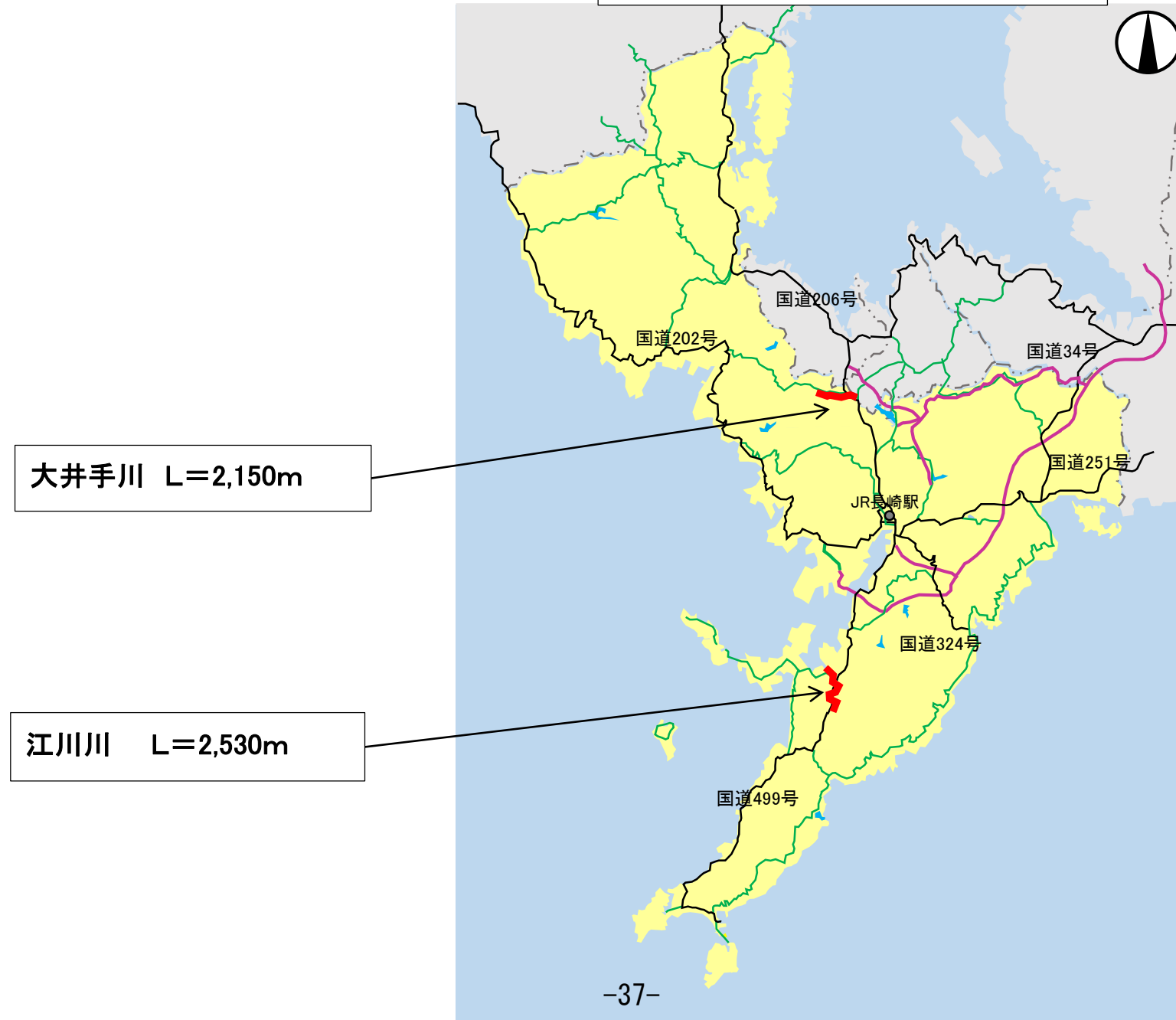
ウ 主要事業の概要

1) 河川等整備事業（土木防災課）

(令和7年3月末現在)

河川名	全体計画	事業期間 (認可期間)	進捗率
江川川	2,530m	昭和56年度から令和12年度まで (昭和56年度から令和7年度まで)	94%
大井手川	2,150m	平成13年度から令和12年度まで (平成13年度から令和10年度まで)	84%

河川等整備事業費



2) 洪水及び高潮ハザードマップ作成（土木防災課）

避難に関する情報を住民に周知することで円滑な避難を促し、被害の軽減を図るため、長崎県が指定した浸水想定区域をもとに洪水及び高潮ハザードマップを作成する。

洪水ハザードマップ

（令和 7 年 3 月末現在）

浸水想定区域指定	河川名（二級河川）	洪水ハザードマップ作成状況
平成 30 年 8 月 31 日	中島川	作成済み（平成 31 年 3 月作成）
令和 3 年 2 月 24 日	浦上川	作成済み（令和 4 年 3 月作成）
令和 3 年 3 月 12 日	八郎川	作成済み（令和 4 年 5 月作成）
令和 4 年 7 月 1 日	神浦川、多以良川、二股川 式見川、西山川、鹿尾川 黒浜川、宮崎川、江川、中尾川	作成済み（令和 5 年 10 月作成）
令和 6 年 3 月 22 日	城山川、大井手川、三川川、現川川、千間田川 清水川、間の瀬川、松原川、正念川、平古場川 日見川、若菜川、川平川、小江川、戸石川 手熊川、大浦川、江川川、落矢川、千々川 多以良川、二股川、三重川、大川、蚊焼大川 出津川、黒崎川、川下川、大江川、西海川 谷口川、戸根川、手崎川、村松川	作成中（令和 7 年 7 月予定）

高潮ハザードマップ

（令和 7 年 3 月末現在）

浸水想定区域指定	沿岸名	高潮ハザードマップ作成状況
令和 7 年 2 月 28 日	西彼杵沿岸、大村湾沿岸	準備中（令和 8 年 7 月予定）

【参考】洪水ハザードマップ（式見川）

（情報面）

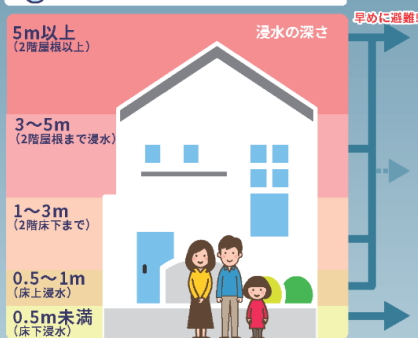
式見川 洪水ハザードマップ

この地図に表示されている洪水浸水想定区域や指定避難所などを、日ごろから確認しておきましょう。
自宅が色のついた範囲にある場合、河川が氾濫すると浸水する恐れがあります。
市から「避難指示」などの連絡がある時は、直ちに避難しましょう。
強い雨がふってきた場合などは、積極的に気象情報を入手しましょう。



ハザードマップを見て、ご自宅の状況と災害時の行動を確認しましょう！

①ご自宅の浸水の状況を確認しましょう



着色なし

②災害時の行動を確認しましょう

早めに避難！

木造の平家、2〜3階建の建物に住んでいる場合
☐ 避難所
☐ 高台
☐ 知人・親戚宅

すでに浸水が発生、豪雨などで外が危険な場合
 外が危険な場合、今いる場所より高い場所や丈夫な建物の上階（2階以上）へ避難（垂直避難）

自宅がマンションの上階や、浸水する深さより高い場所の場合
☐ 自宅での避難（在宅避難）
 ※浸水が始まってからの外出や夜間の避難は危険です

※地下は危険！少しの浸水でも「扉が動かなくなる」「階段を上がれなくなる」……など、危険があります。

浸水は想定されていますが、災害の状況により浸水が想定範囲より大きくなる場合があります。周辺の状況や気象情報、土砂災害の状況を確認しましょう。

ご自身・ご家族がいつ避難するか、情報から判断しましょう！

5段階の警戒レベル 避難を判断するための防災情報が発令

浸水の深さや建物の種類などによって、避難の仕方が異なります。周辺のひとと一緒に早めの避難を心がけましょう。

警戒レベル 1・2
気象庁が発令

ハザードマップやマイタイムラインで自分の安全確保行動を確認し、避難に備えよう。

警戒レベル 3 長崎市が発令
危険な場所から高齢者等は避難
高齢者等避難

避難に時間がかかる高齢者、障害のある方、乳幼児等とその支援者は避難を開始しよう。その他の人は避難の準備を整えよう。

警戒レベル 4 長崎市が発令
危険な場所から全員避難！
避難指示

危険な場所にいる人は速やかに安全確保しよう。避難所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ移動しよう。

警戒レベル 5 長崎市が発令
命の危険
直ちに安全確保！
緊急安全確保

すでに災害が発生している状況。命を守るための最善の行動をとろう。

※警戒レベル5「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません

災害時の情報の入手先を確認しておきましょう！

日ごろの備え

- ハザードマップを使って、危険箇所を確認しておきましょう
- 市や地域が主催する避難訓練に参加しましょう
- いざという時のために、非常持出品を日ごろから準備しましょう



困ったときの連絡先

長崎市役所 (代表)	あじさいコール (年中無休・8〜20時) TEL.095-822-8888
消防 (災害・救急)	TEL.119
警察 (事件・事故)	TEL.110



避難所・避難場所に関する情報の入手先

避難所の開設・混雑状況	災害時に避難所の開設状況や混雑状況を確認できます	長崎市 バカンマップス	検索
市内避難所一覧	市内全ての避難所を確認できます	長崎市 避難所一覧	検索
マイ避難所	マイ避難所シートなど災害への備えとなる情報を確認できます	長崎市 マイ避難所	検索

避難情報・気象情報・災害に関する情報の入手先

避難情報	
防災行政無線	気象情報と避難情報をお知らせします NBCテレビ dボタン→自治体情報→防災・防犯情報 TEL. 050-5530-9908 テレビや電話でも内容を確認できます
防災メール	防災行政無線の放送内容をメールでお届けします 登録方法 ①右のQRコードを読み取り登録する ②下記のメールアドレスに空メールを送る bousai.nagasaki-city@raiden.ktaiwork.jp その後、返信されるメールにて登録する
長崎市公式LINE	くらしのお役立ち情報はこちらから友達登録すると防災・安全情報などを受け取ることができます https://page.line.me/375jkwvx

災害に関する情報

洪水ハザードマップ	長崎市洪水ハザードマップ	検索
土砂災害ハザードマップ	長崎市土砂災害ハザードマップ	検索
洪水浸水想定区域	長崎市洪水浸水想定区域	検索
津波災害警戒区域	長崎市津波災害警戒区域	検索
土砂災害関連情報など	長崎市総合防災GIS	検索
雨量情報	長崎県河川砂防情報システム	検索
河川水位情報	川防防災情報	検索
ダム情報	川防防災情報	検索
河川監視カメラ映像	川防防災情報	検索
注意報・警報・特別警報	気象庁	検索
土砂災害警戒情報	ながさきマップ (用途地域、危険区域など)	検索
雨量レーダー情報	ながさきマップ	検索

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

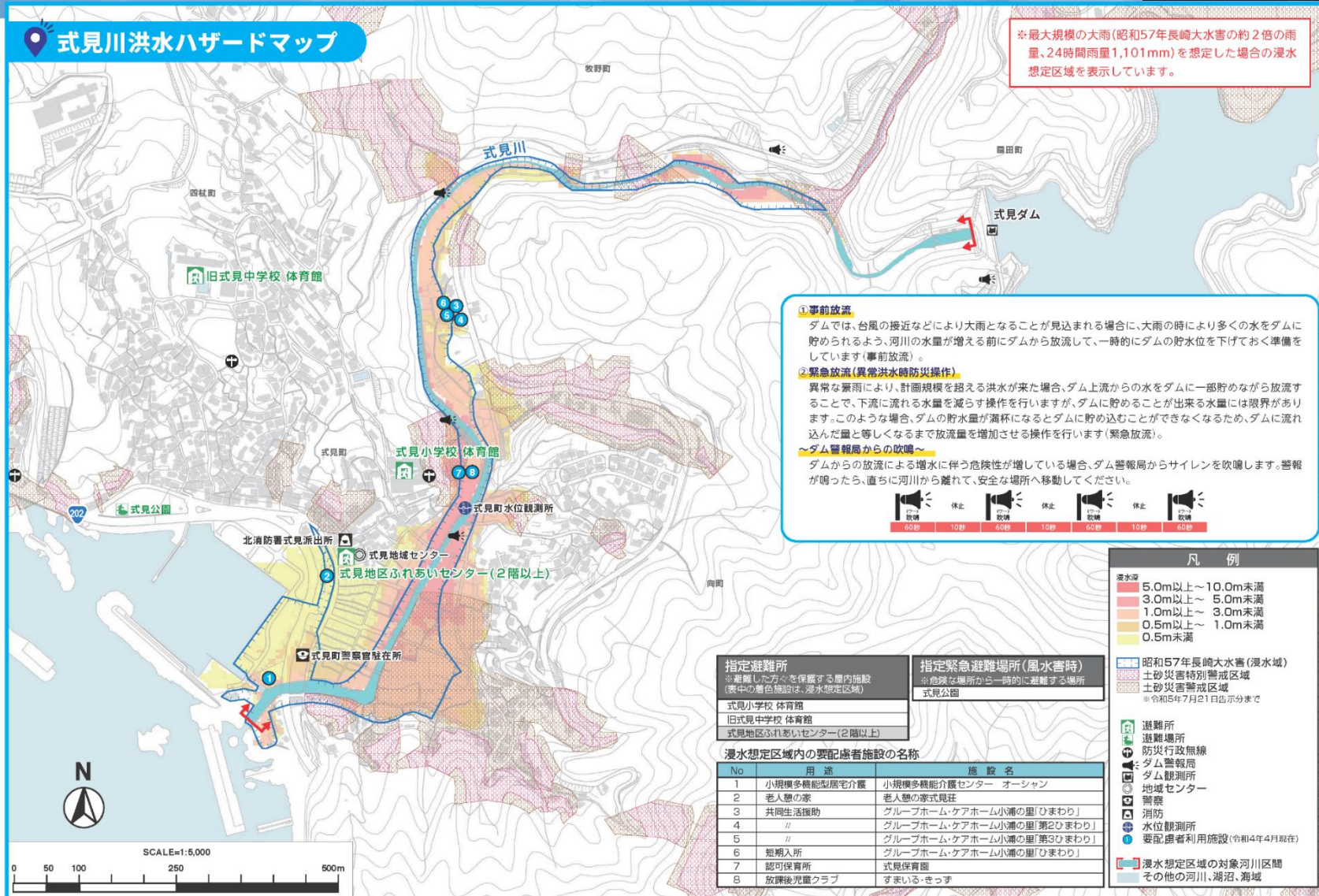
発行 長崎市土木部土木防災課 電話番号095-824-1424(直通)令和5年●月作成

【参考】洪水ハザードマップ（式見川）

（地図面）

式見川洪水ハザードマップ

※最大規模の大雨(昭和57年長崎大水害の約2倍の雨量、24時間雨量1,101mm)を想定した場合の浸水想定区域を表示しています。



※洪水浸水想定区域は、長崎県が水防法に基づき令和4年7月1日に指定した洪水浸水想定区域に基づき作成しています。
※このハザードマップは、式見川水系式見川の範囲により指定される浸水を示したものであり、この区域外においても浸水が発生する場合があります。
※昭和57年長崎大水害(浸水域)は、国土交通省の災害情報(昭和57年7月版)「洪水による浸水域」をもとに、長崎市の57年長崎地区集中豪雨災害状況(昭和57年10月作成)を参考に修正して掲載しています。

※このハザードマップは、長崎市長の承認を受けて、同市長の測量成果を基盤として作成したものである(承認番号 令和5年度 第108号)

3) 河川災害復旧(土木防災課)

異常な天然現象により被災した河川施設を復旧するもの。

※令和6年度の河川災害件数は0件

4) 海岸保全事業(土木防災課)

国の補助制度を活用し、東望地区の海岸において、海岸の越波対策のため、「東望海岸」の整備を進めている。

(令和7年3月末現在)

海岸名	全体計画	事業期間 (認可期間)	進捗率
東望海岸	630m	平成25年度から令和25年度まで (平成25年度から令和12年度まで)	37%



5) 自然災害防止事業(土木防災課)

急傾斜地の崩壊による被害から市民の生命を守るため、地域からの申請に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施するものである。

令和 7 年度の市施行箇所の概要

(令和 7 年 3 月末現在)

	地区名	全体計画	事業期間 (予定)
①	深堀 5 丁目	延長 129m	平成 30 年度から令和 8 年度まで
②	三原 (8)	延長 85m	令和 4 年度から令和 13 年度まで
③	東上蛸道	延長 50m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
④	小ヶ倉 2 丁目 (4)	延長 44m	令和 4 年度から令和 9 年度まで
⑤	川平 (60)	延長 16m	令和 6 年度から令和 7 年度まで
⑥	後平-15	延長 65m	令和 6 年度から令和 13 年度まで
⑦	平間 (7)	延長 55m	令和 6 年度から令和 14 年度まで

令和 7 年度の県施行箇所の概要

(令和 7 年 3 月末現在)

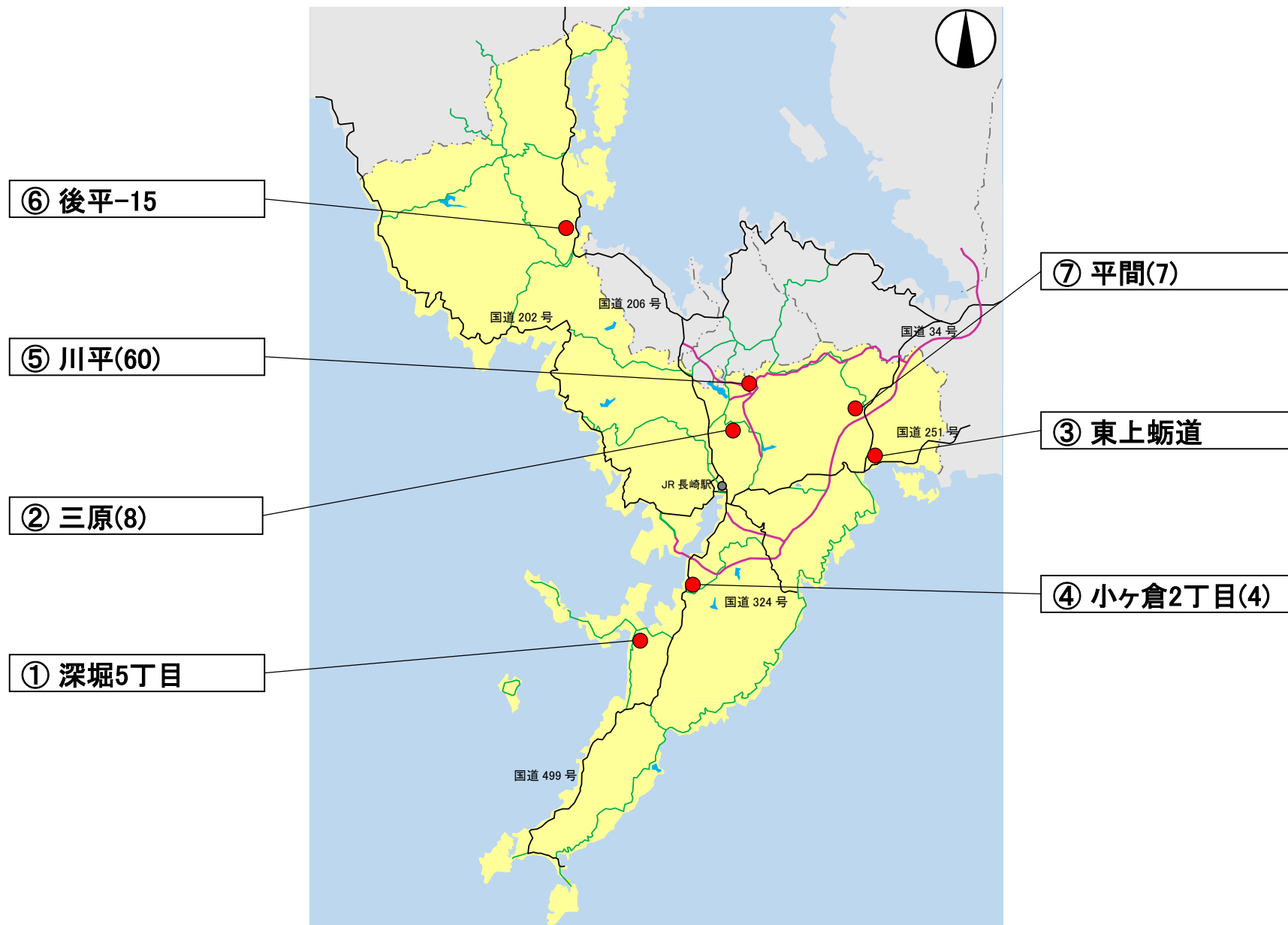
	地区名	全体計画	事業期間 (予定)
①	多以良 (4)	延長 188m	平成 27 年度から令和 12 年度まで
②	金堀 (1)	延長 127m	平成 30 年度から令和 7 年度まで
③	大浜 (19)	延長 186m	平成 30 年度から令和 13 年度まで
④	戸町 2 丁目 (7-1)	延長 230m	令和元年度から令和 12 年度まで
⑤	三川 (2)	延長 100m	令和 4 年度から令和 10 年度まで
⑥	茂木 (11) 【新規】	延長 120m	令和 7 年度から令和 16 年度まで
⑦	現川	延長 410m	令和元年度から令和 12 年度まで

	地区名	全体計画	事業期間（予定）
⑧	葉山 2 丁目（4）	延長 80m	令和 3 年度から令和 10 年度まで
⑨	三重（2）	延長 150m	令和 3 年度から令和 10 年度まで
⑩	大園（4）	延長 238m	平成 29 年度から令和 9 年度まで
⑪	大園（3）	延長 128m	令和 2 年度から令和 12 年度まで
⑫	横尾	延長 80m	令和 3 年度から令和 12 年度まで
⑬	茂木（6）	延長 130m	令和 3 年度から令和 11 年度まで
⑭	大崎里乙（1）	延長 90m	令和 4 年度から令和 10 年度まで
⑮	神ノ島	延長 140m	平成 25 年度から令和 8 年度まで
⑯	西北（5）	延長 84m	平成 29 年度から令和 9 年度まで
⑰	滑石 3 丁目（5）	延長 227m	平成 29 年度から令和 8 年度まで
⑱	滑石 5 丁目（6）	延長 143m	令和元年度から令和 8 年度まで
⑲	戸町 2 丁目（7－2）	延長 147m	令和元年度から令和 12 年度まで
⑳	川平	延長 55m	令和 3 年度から令和 8 年度まで
㉑	入船（7）	延長 120m	令和 4 年度から令和 8 年度まで
㉒	田中（7）	延長 90m	令和 4 年度から令和 12 年度まで
㉓	田中（10）	延長 120m	令和 6 年度から令和 11 年度まで
㉔	北栄（10）【新規】	延長 50m	令和 7 年度から令和 12 年度まで

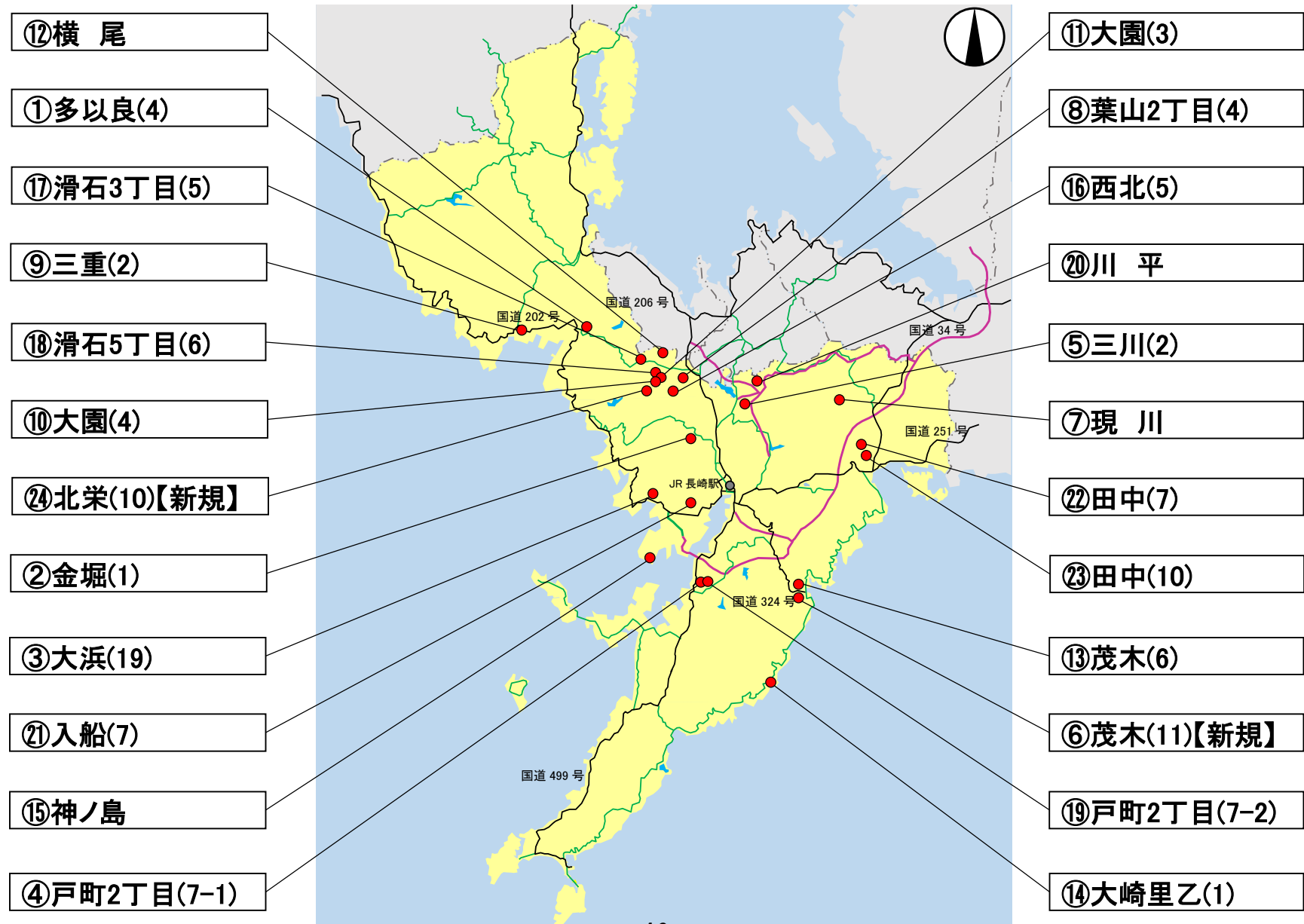
(参考) 急傾斜地崩壊対策事業の施行要件及び事業費の負担割合

項 目		市施行	県施行
急傾斜地の条件	状態	自然斜面	
	高さ	5メートル以上	10メートル以上
	傾斜度	30度以上	
被災の恐れがある人家		5戸以上	10戸以上
事業費		規定なし	7,000万円以上
その他の条件		移転の適地がない	
負担割合		県：事業費の50% 市：事業費の50%から地元の寄附額を除いた額 地元代表者 ：事業費の5%または上限額のいずれかの低い額（上限額とは、75万円に工事施行延長1メートルにつき1万円を加算した額）	国：事業費の40%から47.5%まで 県：事業費の40%から47.5%まで 市：事業費の5%から20%まで（市の負担割合は、斜面の規模や被害を受ける恐れがある区域内に公共施設がある場合等の事業区分による）

市施行の急傾斜地崩壊対策事業



県施行の急傾斜地崩壊対策事業



(3) 公園等事業の概要

ア 公園等整備の基本的な考え方

少子・高齢化の進展や社会情勢の変化等により公園の利用者ニーズが多様化していることから、ニーズや地域特性を活かした公園の整備を進めるとともに、観光地や夜景の視点場等、市外からの来訪者が多数利用するような公園においては、利便性向上に向けた整備を進めている。

また、環境と調和する潤いのあるまち、快適に暮らせるまちを目指し、持続可能な低炭素社会の実現や地域の環境美化に向けた、緑化の推進のための周知・啓発事業を進めている。

イ 公園の現況

(令和7年4月1日現在)

種類	種別	内 容	箇所数 (箇所)	総面積 (ha)	備 考
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	451	78.55	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	29	54.94	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	5	28.18	立山公園、権現山公園、元宮公園、琴海中央公園、南部地区公園
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	7	174.19	稲佐山公園、平和公園、唐八景公園、長崎東公園、金比羅公園、香焼総合公園、川原大池公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	1	43.80	長崎市総合運動公園（ベネックス総合運動公園）
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園	3	12.23	鼠島公園、長崎公園、神の島公園
都市緑地		都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	18	6.15	

都市林	樹林地等において、自然的環境の保護、保全、自然的環境の保護を目的とする公園	1	15.22	三原台自然林公園
都市公園 計		515	413.26	
都市公園以外の公園		301	243.05	
公園 計		816	656.31	

※【参考】都市公園の市民一人あたりの敷地面積（都市公園面積/都市計画区域人口）=11.0 m²/人
（都市計画区域人口は R2 国勢調査結果に基づく R7.4.1 時点の推計人口 375,348 人）

ウ 所管する公園の概要及び管理方法

公園名	開設年	場所	主要な施設	管理方法
稲佐山公園	昭和 26 年	稲佐町ほか	展望台、野外ステージ、スロープカーほか 駐車場全 4 3 8 台	指定管理
長崎市総合運動公園 （ベネックス総合運動公園）	平成 8 年	柿泊町	陸上競技場、野球場、庭球場ほか 駐車場全 8 0 0 台	指定管理
平和公園	昭和 30 年	松山町ほか	陸上競技場、庭球場、ラグビー・サッカー 場ほか 駐車場全 1 2 0 台	直 営
長崎公園	昭和 34 年	上西山町ほか	動物舎、噴水池、丸馬場ほか	指定管理
長崎東公園	平成 2 年	戸石町	コミュニティプール、コミュニティ体育館、 庭球場ほか 駐車場全 3 0 9 台	指定管理

エ 主要事業の概要

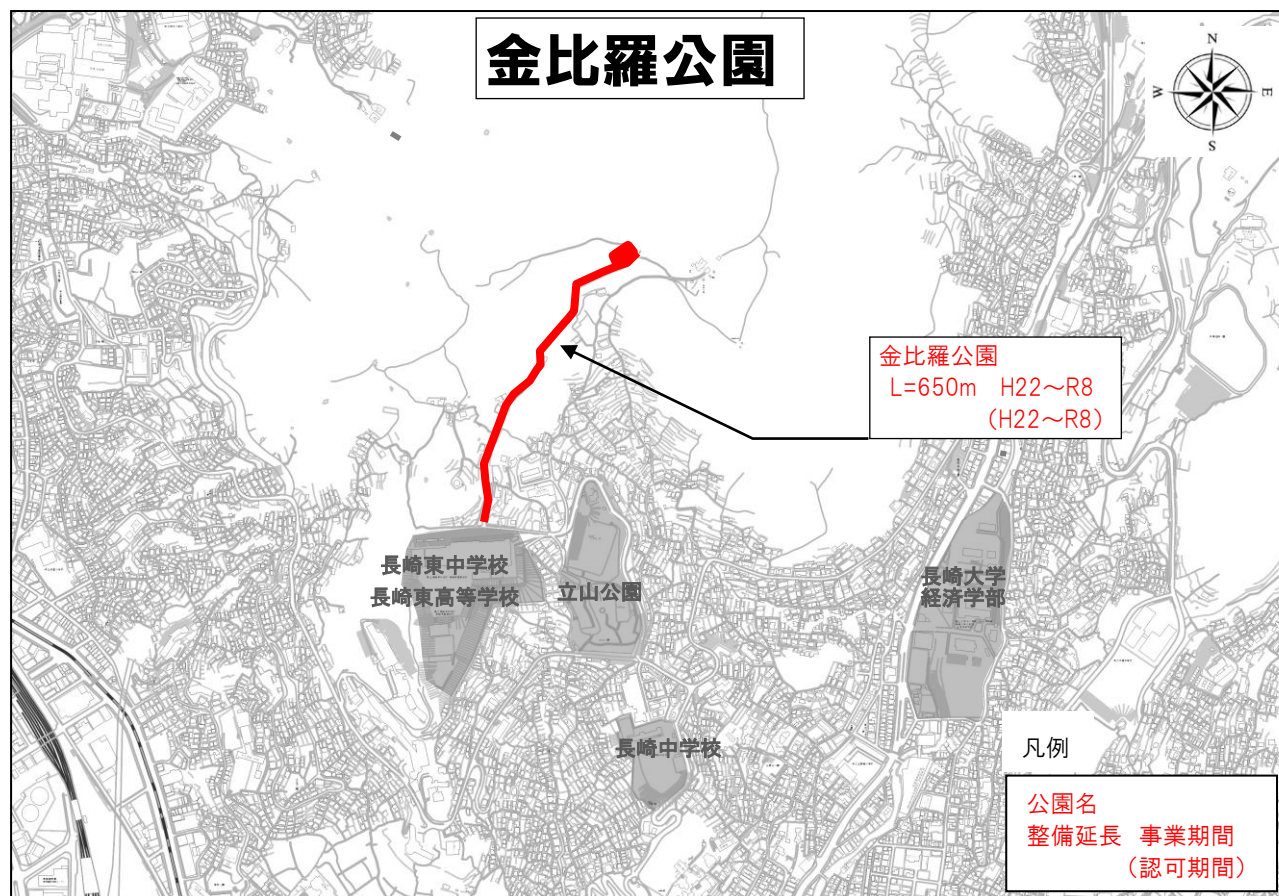
1) 公園施設整備事業（土木建設課）

国の補助制度などを活用し、総合公園である「金比羅公園」において園路などの整備を進めている。

【整備中の公園】

（令和7年3月末現在）

公園名	種別	整備内容	事業期間 (認可期間)	進捗率
金比羅公園	総合公園	園路、駐車場など	H22～R8 (H22～R8)	74.4%



2) 公園災害復旧(土木建設課・土木防災課)

異常な天然現象により被災した公園施設を復旧するもの。

※令和6年度の公園災害件数は0件

3) 街を美しくする運動推進事業(土木総務課)

花と緑によって安らぎあるまちづくりを促進することへの市民等の共感を得ることにより、花や緑の活動に関わる人を増やし、緑豊かなまちづくりの推進を図るため、緑化の周知・啓発を行う。

① 花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

- ・ 公共花壇デザインコンクールの実施
- ・ ながさきグリーンキャンペーンの実施
- ・ 園芸講習会の実施
- ・ 出生記念樹の配付

(4) 市営駐車場・二輪車等駐車場の概要

ア 市営駐車場・二輪車等駐車場の目的と役割

道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図るうえで、これらを阻害する要因である路上駐車車両を収容するために、昭和46年から順次、市営駐車場を整備している。現在 8 駐車場を「長崎市駐車場事業特別会計」により運営している。

さらに、二輪車等駐車場については、路上駐輪の防止のため、都心部を中心に平成元年から整備を進めており、現在 21 か所の二輪車等駐車場を運営している。

イ 市営駐車場の概要及び管理方法

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

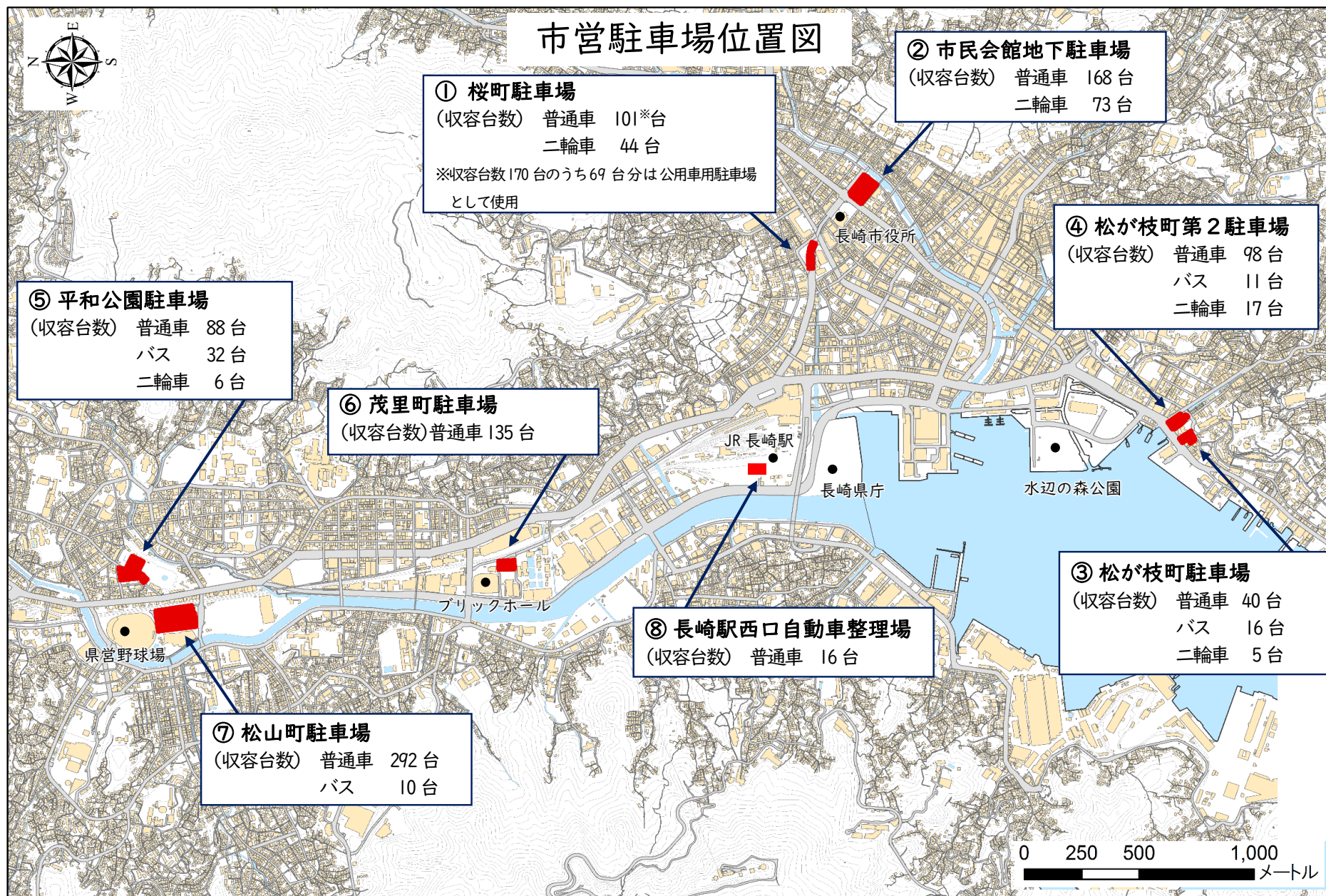
施設名		開設年	収容台数(台)				管理方法
			バス	普通車	二輪車	計	
1	桜町	昭和 46 年 (平成 8 年に 2 層化)	—	101※	44	214	指定管理
2	市民会館地下	昭和 49 年	—	168	73	241	指定管理
3	松が枝町	昭和 51 年	16	40	5	61	指定管理
4	松が枝町第 2	平成 2 年 (平成 18 年から長崎市運営)	11	98	17	126	
5	平和公園	平成 6 年	32	88	6	126	指定管理
6	茂里町	令和 3 年	—	135	—	135	指定管理
7	松山町	平成 9 年	10	292	—	302	指定管理
8	長崎駅西口	令和 2 年	—	16	—	16	指定管理
計			69	938	145	1,221	

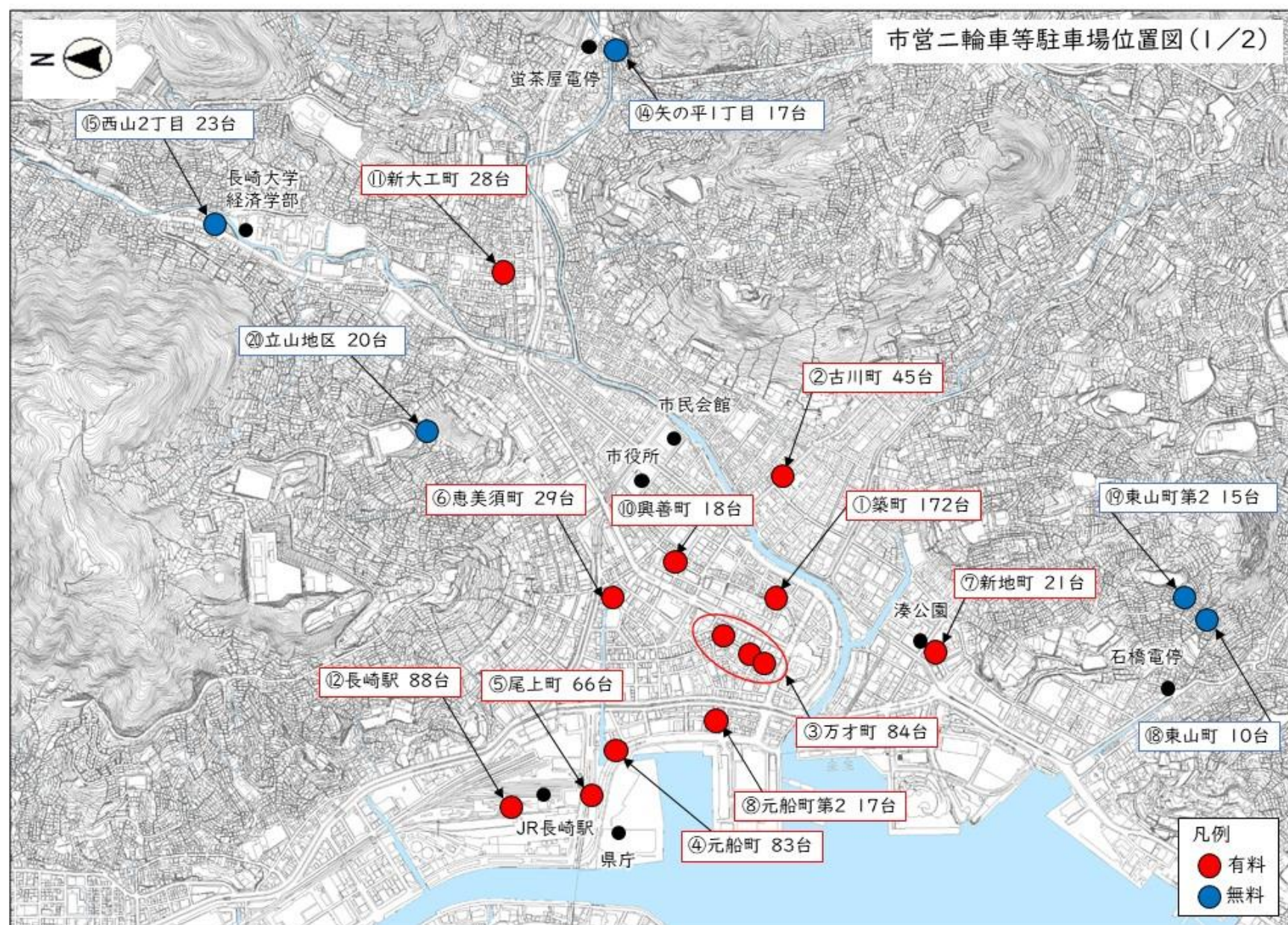
※旧本庁舎解体に伴い 69 台分を公用車用駐車場として使用するため収容台数を 170 台から 101 台に変更

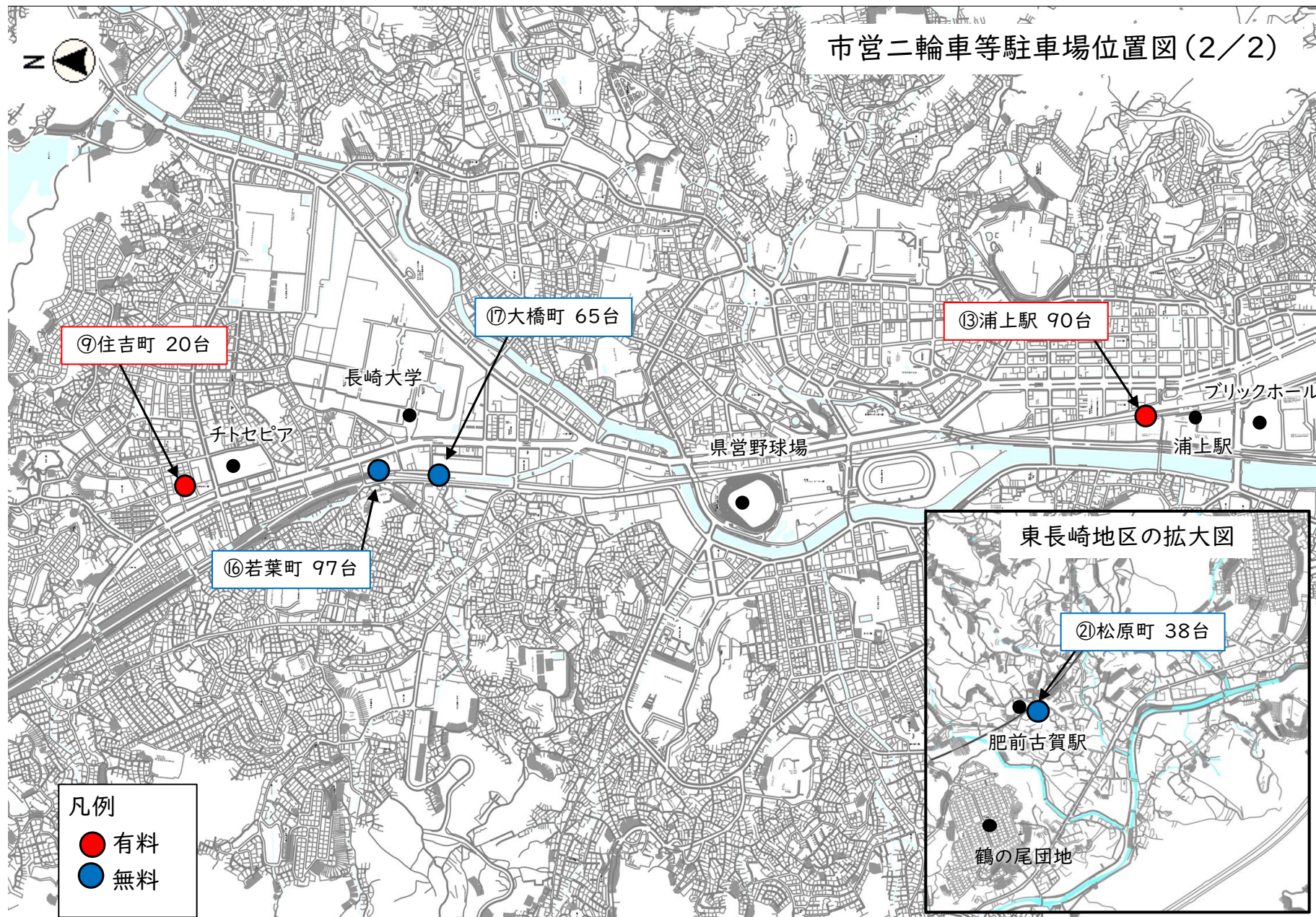
ウ 市営二輪車等駐車場の概要及び管理方法

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

施設名		開設年	有料無料の別(有料化)		施設内容			管理方法
					構造		収容台数	
1	築町	平成 10 年	有料	平成 10 年	建物式	ゲート式	172	指定管理
2	古川町	平成 9 年		平成 21 年	平 面 自走式	個別ロック式	45	
3	万才町	平成元年		平成 21 年			84	
4	元船町	平成 9 年		平成 22 年		ゲート式	83	
5	尾上町	平成 15 年		平成 22 年		個別ロック式	66	
6	恵美須町	平成 5 年		平成 22 年			29	
7	新地町	平成 4 年		平成 22 年			21	
8	元船町第2	平成 13 年		平成 23 年			17	
9	住吉町	平成 18 年		平成 23 年			20	
10	興善町	平成 12 年		平成 27 年			18	
11	新大工町	平成 27 年		平成 27 年			28	
12	長崎駅	令和 2 年		令和 2 年		ゲート式	88	
13	浦上駅	令和 4 年		令和 4 年			90	
14	矢の平 1 丁目	平成 8 年	無料			17	直 営	
15	西山 2 丁目	平成 11 年				23		
16	若葉町	平成 2 年				97		
17	大橋町	平成 3 年				65		
18	東山町	平成 14 年				10		
19	東山町第2	平成 16 年				15		
20	立山地区	平成 15 年				20		
21	松原町	平成 28 年				38		
計		21 か所・1,046 台（有料 13 か所:761 台、無料 8 か所:285 台）						







5 都市計画道路銅座町松が枝町線(銅座工区)における土地売買等契約の事故繰越について

(1) 概要

都市計画道路銅座町松が枝町線(銅座工区)道路改良事業において、令和5年度の土地取得特別会計予算で令和6年1月11日に地権者と土地売買等契約を締結し、令和6年度に明許繰越を行った。

本案件の履行期限を令和7年2月28日としていたが、避けがたい事故が発生し、令和6年度中に履行が完了しなかったことから事故繰越※1とすることとし、令和7年度に支出を行うもの。

※1 事故繰越とは

歳出予算の執行は、繰越明許費を除いて、翌年度に使用することはできないが、例外として、支出負担行為を行ったもののうち、避け難い事故により、年度内に支出を終わらなかったものについては、翌年度に繰り越して使用できることが、地方自治法第220条第3項の規定に定められている。

(2) 土地売買等契約の内容

ア 契約相手：小川滋寿（小川デンタルクリニック）		
イ 対象地：長崎市籠町154番地		
ウ 予 算：令和5年度土地取得特別会計（令和6年度明許繰越予算）		
エ 契約内容：	土地売買契約	17,058,920円（前金 11,900,000円 残金 5,158,920円）
	物件移転補償契約	127,139,346円（前金 88,000,000円 残金 39,139,346円）
	残地補償契約※2	4,205,254円（前金 0円 残金 4,205,254円）
	計	148,403,520円（前金 99,900,000円 残金 48,503,520円）
令和5年度に前金支払済		
オ 契約日：令和6年1月11日		
カ 履行期限：変更前 令和7年2月28日 変更後 令和7年7月31日		

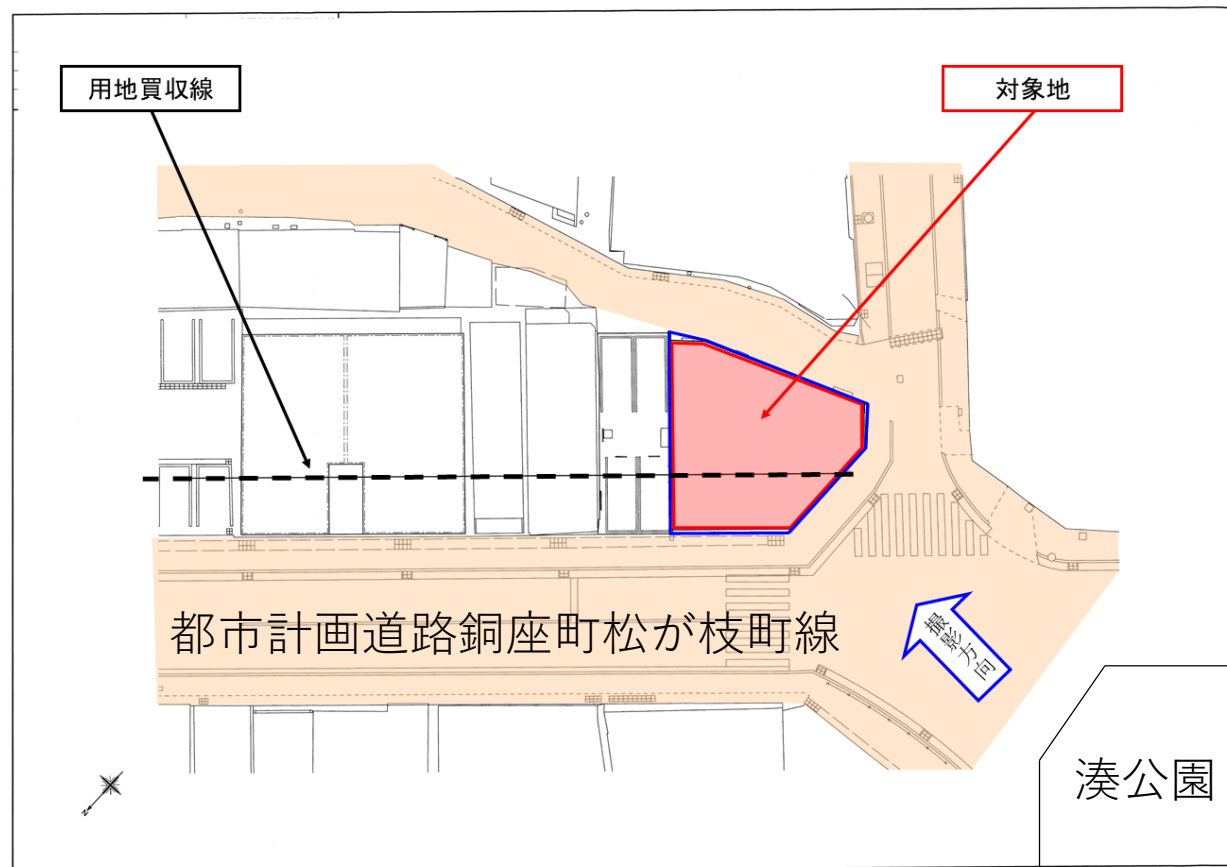
※2 残地補償

土地の一部を市が取得したことにより残地が発生し、従前より面積が減少することや土地形状が変わること等により残地の価格が減じた場合、その損失を補償するもの

(3) 位置図(買収状況図)



(4) 所在図



(5) 移転工程(本人からの申出による)

ア 当初の予定

年度		令和5年度					令和6年度												令和7年度										
年		5	6												7														
月		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
当初工程	① 対象地	土地・補償契約締結															履行期限 R.7.2月末												
	② 移転地			業者選定			見積書提出			仮移転先の改装工事			開業			履行完了 残地内に再築													

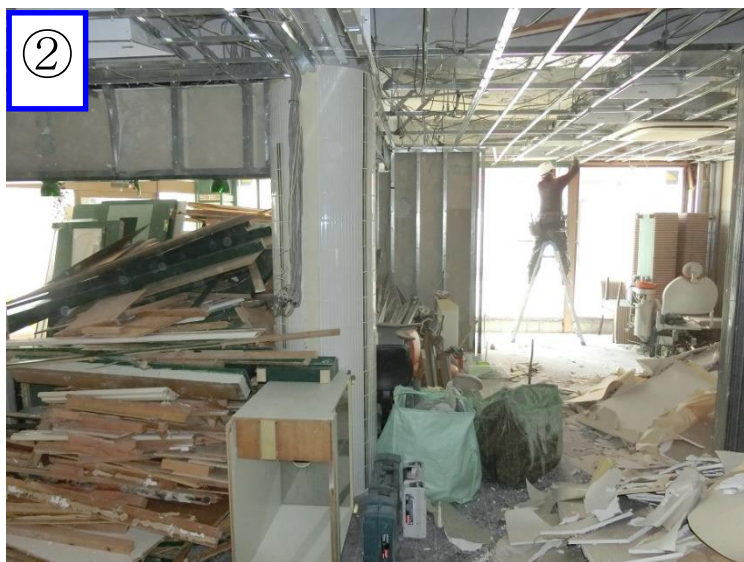
イ 事故発生時の経過とその後の対応

年度		令和5年度				令和6年度												令和7年度					
年		5	6												7								
月		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
現 状	① 対 象 地		土地・補償契約締結															事故線越の対応で					
			○																				
										</													



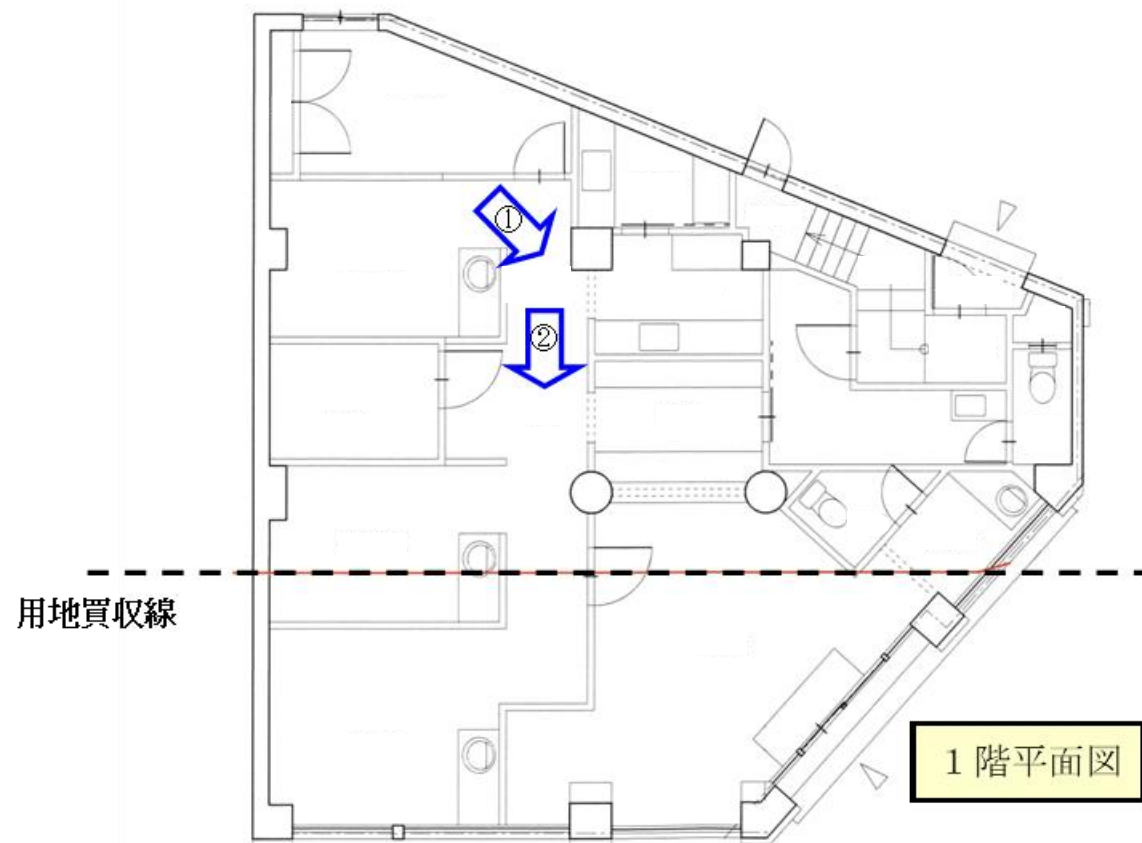
この間、再三に渡り業者に
見積書提出を依頼するが、
提出されない

(6) 現況写真 令和7年5月28日撮影



【今後の解体予定】

令和7年5月26日に建物解体を開始、約2週間で内部の解体が完了する。その後、外部足場と防音シートを設置し、重機により躯体の解体に取り掛かる。(解体の完了は予定どおり7月中)



都市計画道路銅座町松が枝町線

(7) 再発防止策について

当初工程は十分に余裕を持ったものであり、これまでの権利者の誠実な対応からも工程は進んでいるものと想定していたが、実態は業者とのトラブルにより進捗が遅れ、結果、履行期限内での完了ができなくなったものである。

再発防止策としては、権利者に確実に履行完了いただけるよう、移転の進捗を常に把握し、権利者に対し必要な助言を行うこととする。

6 平和公園再整備基本計画について

平和公園（西地区）再整備基本計画

令和7年6月
長崎市

目 次

【本 編】

第1章 平和公園（西地区）再整備基本計画について・・・・・・・・・・	1
1－1．再整備基本計画策定の趣旨	
1－2．再整備基本計画の計画期間	
第2章 平和公園（西地区）の現状・・・・・・・・・・	2
2－1．平和公園の概要	
2－2．長崎南北幹線道路の事業化（検討の前提条件）	
2－3．公園を取り巻く状況	
2－4．平和公園（西地区）の特性	
2－5．市民ニーズ	
第3章 平和公園（西地区）の方向性・・・・・・・・・・	3
3－1．上位計画・関連計画	
3－2．空間形成の考え方	
3－3．再整備にあたっての課題	
3－4．平和公園（西地区）の基本方針	
3－5．スポーツ施設の再配置に関する方針	
第4章 平和公園（西地区）の整備方針・・・・・・・・・・	5
4－1．ゾーニングとゾーン別整備方針	
4－2．動線計画	
（1）平和公園全体のネットワークの考え方	
（2）車両動線計画	
（3）歩行者動線計画	
第5章 整備イメージ・・・・・・・・・・	9
5－1．平面配置	
5－2．視線レベル	
第6章 整備にあたっての配慮検討事項・・・・・・・・・・	11

【資料編】

1．平和公園の概要・・・・・・・・・・	12
2．平和公園の沿革・・・・・・・・・・	15
3．平和公園の現状・・・・・・・・・・	17
4．上位計画・関連計画等・・・・・・・・・・	27
5．公園を取り巻く状況・・・・・・・・・・	29
6．平和公園（西地区）の特性・・・・・・・・・・	38
7．市政モニターアンケート調査結果・・・・・・・・・・	49
8．景観形成の考え方・・・・・・・・・・	52
9．平和公園（西地区）における緑化の現状・・・・・・・・・・	54
10．長崎南北幹線道路に支障をきたす既存スポーツ施設の再配置の考え方・・・・・・・・・・	55
11．長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会 中間報告書・・・・・・・・・・	73
（長崎市平和公園スポーツ施設の再配置について）	

第1章 平和公園（西地区）再整備基本計画について

1－1．再整備基本計画策定の趣旨

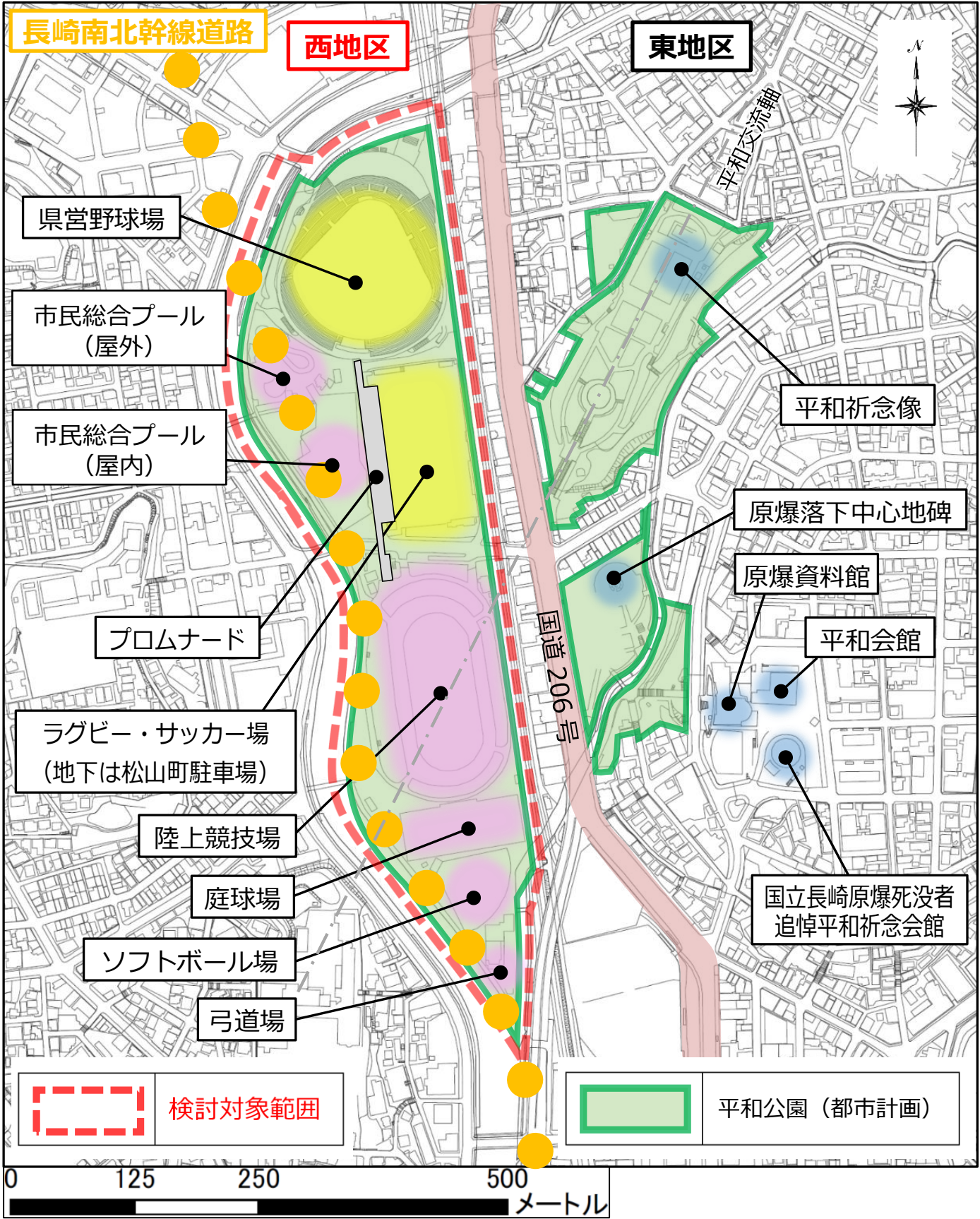
平和公園は長崎市松山町を中心とする約 18.5ha（令和 7 年 5 月現在）の総合公園であり、昭和 26 年の開設以降、様々な施設の整備が進められてきた。平成 6 年 3 月に「平和公園再整備基本計画（以下、「現行計画」という。）」を策定して以降は、現行計画に基づき、順次再整備を進め、現在では多くの市民や観光客などに利用されている長崎市を代表する重要な公園となっている。

平和公園を取り巻く状況は、長崎県において事業中区間の整備や調査中区間の事業化に向けた検討が進められている高規格道路「長崎南北幹線道路」によりスポーツ施設の再配置が必要となるなど、変化している。そのため、現行計画は見直す必要がある。

「平和公園（西地区）再整備基本計画（以下、「本計画」という。）」は、長崎南北幹線道路との整合を図るとともに、立地特性や利用特性、社会情勢の変化を踏まえて、平和公園（西地区）の将来の在り方やスポーツ施設の再配置の方向を示すことを目的に策定された。なお、平和公園（東地区）は長崎南北幹線道路の整備による影響を直接受けないため、対象外とする。

1－2．再整備基本計画の計画期間

本計画は、長崎南北幹線道路の整備計画と整合を図る必要があることから、計画期間も長崎南北幹線道路の事業期間（令和 4～18 年度）を基本とする。



平和公園概略図
（長崎市都市計画図を加工、以降の加工元が示されていない図には、長崎市都市計画図を用いた）

第2章 平和公園（西地区）の現状

2－1．平和公園の概要

- 長崎国際文化都市建設計画法（昭和 24 年施行）に基づき、被爆の実相を訴えるとともに、世界平和と文化交流のための記念施設として昭和 26 年に開設した。
- 以後、施設の拡充・更新等を行い、長崎市民のみならず、国内外の多くの人々に親しまれてきたシンボル的な総合公園である。

2－2．長崎南北幹線道路の事業化（検討の前提条件）

- 長崎南北幹線道路（（都）長崎時津縦貫線）が高架橋で平和公園西地区の上空を通過する。
・再配置の検討対象施設：市民総合プール（屋内・屋外）、陸上競技場、庭球場、ソフトボール場、弓道場

2－3．公園を取り巻く状況

①人口減少・少子高齢化の進行

- 人口減少・少子高齢化が進行する中、限られた財源内で、高齢者の健康増進や子どもの遊び場の充実など、定住促進に寄与する公園整備が求められている。

②スポーツニーズの多様化

- ライフスタイルの多様化などを背景に、競技スポーツや、市民スポーツ（レクリエーション）など、多様なニーズに対応した環境の整備が求められている。

③自然災害の頻発化・激甚化

- 自然災害が頻発化・激甚化する中、公園には防災拠点や避難場所としての役割が求められている。

④環境問題の顕在化・深刻化

- 環境問題が顕在化・深刻化する中、二酸化炭素削減に向け、公園分野においても積極的な取り組みが求められている。

⑤公園施策の動向

- 民間活力による新たな都市公園の整備手法（Park-PFI）が創設され、全国的に官民連携手法による公園整備が進んでいる。
- 新型コロナ危機を契機に、グリーンインフラとしての緑や、オープンスペースの重要性が再認識されている。

⑥SDGs（持続的な開発目標）への対応

- 誰もが容易に、緑地や公共スペースへアクセスできることが求められている。

2－4．平和公園（西地区）の特性

①立地特性

- 南北の都市軸上に位置し、市街地中心部に立地する唯一の総合公園であり、貴重なオープンスペースである。
- 周辺では住居系や商業系の土地利用がなされ、学校も多く立地している。
- 路線バスや路面電車による公共交通の利便性が高く、幹線道路に接している。

②敷地特性

- 東側は路面電車や JR、西側は二級河川浦上川に面する細長い敷地形状である。
- 中央付近に市道松山町線が位置し、西地区への主要なアクセス道路となっている。
- 東側の国道 206 号からが主な歩行者動線となるが、その他にも出入口が点在している。

③利用特性・施設特性

- 競技場としては、庭球場、市民総合プール、県営野球場の利用者が多く、ソフトボール場の利用者が最も少ない。
- 各施設で、県・市レベルの大会やイベントが開催されている。
- ソフトボール場以外の施設は、各世代に利用されている。
- 陸上競技場は多目的に利用されている。（中学・高校生等の陸上競技の練習を含む）
- 市民総合プール（屋外）は 6 月～9 月の利用に限定されている。
- 令和 6 年度末現在、ソフトボール場（照明設備等）は 39 年、市民総合プールは 29 年、庭球場（屋根）は 13 年、弓道場は増築から 10 年経過している。
- 松山町駐車場は、スポーツ施設で大会等が開催される場合は、ほぼ満車状態である。

④景観特性

- 景観形成重点地区に指定されており、建築物の高さ基準が設けられている。
- 平和公園から稲佐山に向けて「平和交流軸（p.46 参照）」が形成されている。
- 市道松山町線沿いは、緑あふれる歩行空間を形成している。
- 東側のエントランス部は建築物や JR 高架施設により閉塞感が感じられる。
- 西側は浦上川に面し開かれた空間を形成している。
- 市道より北側は、大規模施設が密集している。
- 市道より南側の陸上競技場とその周辺は、緑も多く、憩える空間となっている。

2－5．市民ニーズ

○市政モニターアンケート調査（回答数 163 人）

- 西地区の利用目的は、多い順に「散歩」「憩い・休息」「松山町駐車場への駐車」である。
- 西地区の問題点・課題は、多い順に「休憩できる場所が少ない」「遊べる場所が少ない」「飲食場所が少ない」「飲食・物販店がない」「駐車場の台数が少ない」である。その他には、「子どもの遊び」に関する意見も見られた。
- 西地区に必要な機能・充実した方が良い機能として、多い順に「憩いの場」「遊び等の空間」「飲食の場」「駐車場」である。
- 平和公園（東地区と西地区）の一体性や連続性について、「東地区と西地区の個別の利用を尊重する」という回答が約 54%、「東地区と西地区の一体的な利用を推進する」が約 35%、「その他」が約 22%である。
- 「その他」の意見として、「平和公園（西地区）も平和公園の一部であることを知らなかった」という意見が多数あった。

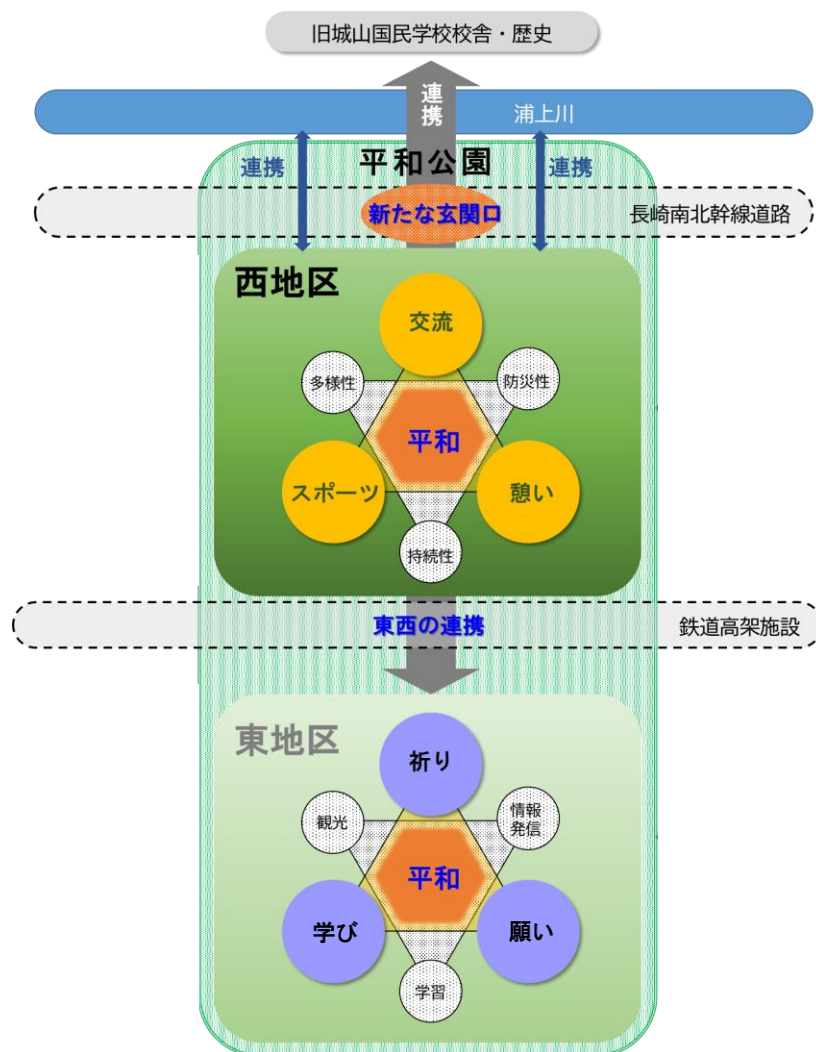
第3章 平和公園（西地区）の方向性

3-1. 上位計画・関連計画

●第五次総合計画	●都市計画マスタープラン
●長崎都心まちづくり構想	●立地適正化計画
●景観計画	●歴史的風致維持向上計画
●バリアフリーマスタープラン	●公共施設適正配置基準
●スポーツ推進計画	●駐車場整備計画

- 都市公園としての機能向上（多様化するニーズへの対応、景観性の向上、ユニバーサルデザイン化など）
- より魅力的な空間の創出（交流機会を創出するためのスポーツの場、広場空間の確保、緑化の推進、浦上川との連携など）

3-2. 空間形成の考え方



3-3. 再整備にあたっての課題

課題① 平和の継承・発信

- これまで培ってきた平和公園の趣旨を尊重しつつ、東地区との適切な機能分担のもと、未来に向け平和の尊さが感じられる**長崎市のシンボルとなる公園**であり続ける必要がある。

課題② スポーツ施設の再配置と多様なニーズへの対応

- 限られた敷地の中に従前と同じ施設を配置できないため、利用実態や代替地確保の可能性などを踏まえ、**スポーツ施設を再配置**する必要がある。
- 多様化するスポーツニーズに対応**するための環境を整える必要がある。

課題③ オープンスペースの維持・確保

- 市街地に位置する利便性が高い貴重な土地であるため、市民に身近で**日常的な憩いの空間**や**災害時等の緊急避難場所**として、さらには、グリーンインフラの視点からも**オープンスペースや緑を維持・確保**する必要がある。

課題④ 新たな玄関口としての機能強化

- （仮称）松山 I C の設置により、県北からの来訪者を迎え入れるための、新たな**玄関口としての機能を強化**する必要がある。

課題⑤ 周辺施設等との連携や調和した景観の形成

- 公園内はもとより、周辺に位置する**施設等との連携により相乗効果を生み出す空間**とする必要がある。
- 平和公園から稲佐山への軸線や東西地区を結ぶ歩行者動線を尊重しつつ、周辺市街地等と調和した**都市景観を形成**する必要がある。
- 南北幹線道路は、公園に溶け込み違和感を感じられないような設えにすることを求めている必要がある。

課題⑥ 持続可能な施設運営

- 将来にわたり持続的に維持していくため、**官民連携手法の導入、ICT の活用**などにより、効率的で効果的な施設整備と、持続可能な管理運営を行っていく必要がある。

3-4. 平和公園（西地区）の基本方針

平和公園再整備基本計画（平成6年3月）

- 全体：『平和の森』—平和を願い、実践していく交流公園—**
- ①公園全体は、広々とした空間そして豊かな緑陰と、集客力のある施設を備えた、長崎市及び中央地区のシンボリックな公園とする。
 - ②東地区は、平和を祈念する公園として、その機能を強化するとともに風致に配慮した『街の緑』となる公園とする。
 - ③西地区は、スポーツ活動のみではなく、多様なレクリエーション活動や、水辺の利用に対応できる市民の「いこいの場」となる公園とする。
 - ④平和公園を中心に、周辺の公園、レクリエーション施設、そして原爆のメモリアル施設とのネットワークを図る。

西地区：『市民交流、自然交流のゾーン』

- 平和を希求する公園の未来性を利用形態を通して表現する。
- 「平和交流」を「レクリエーション」と「自然」によって展開する。

東地区：『平和を祈り、願うゾーン』

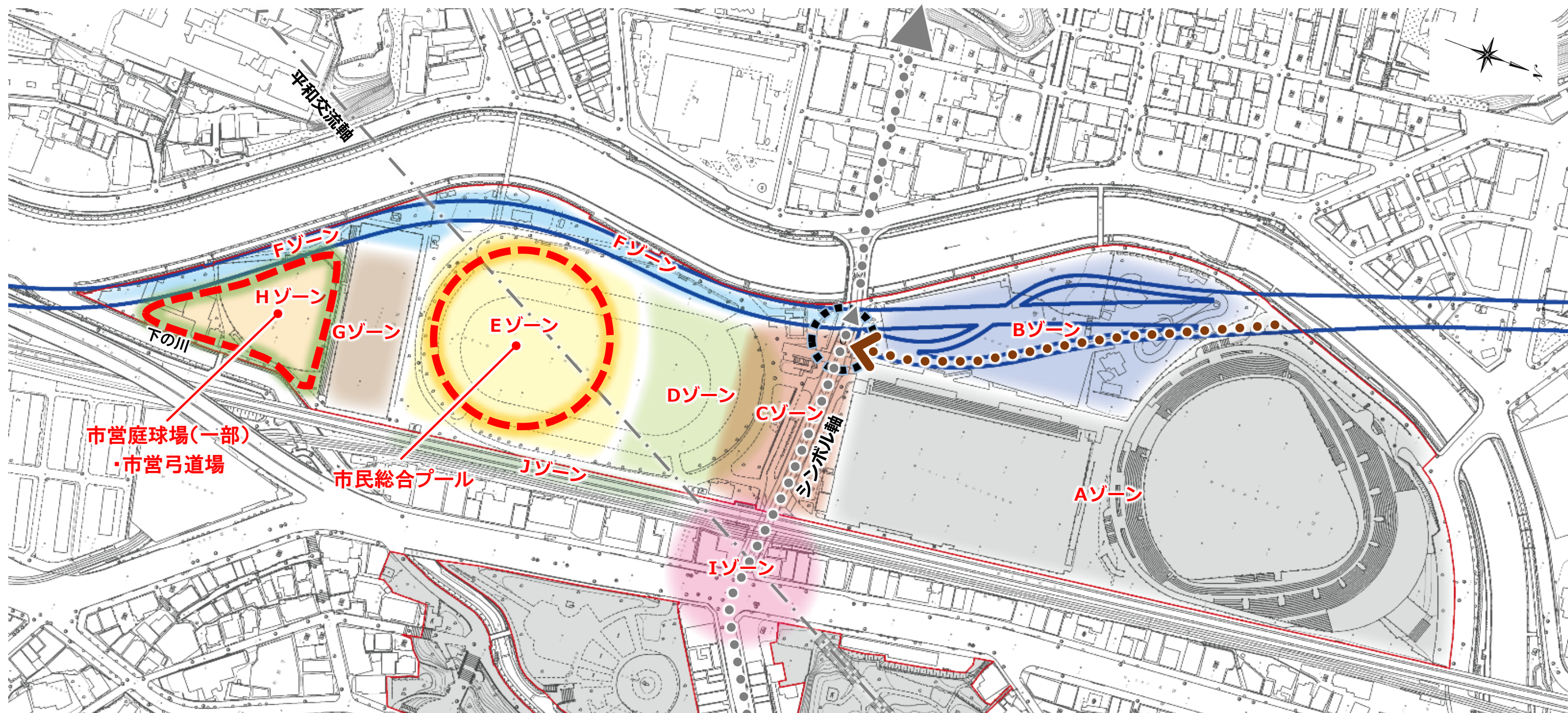
- 平和公園としてのメモリアル性をより象徴的な空間として表現する。
- 東地区内の各ゾーンの象徴機能の明確化と一体的な地区としての再編、強化を図る。

西地区の基本方針（令和7年5月）

『平和を感じ、交流するゾーン』

- ①**多様なニーズに応じた、平和を実感するスポーツ環境の創出**
 - 平和公園開設当初からのスポーツゾーンのコンセプトを引き続き維持し、多様なニーズに応じたスポーツやイベント等を通じてゆとり、平和を実感するスポーツ環境を創出する。
- ②**市民に身近で、平和の尊さを感じられる憩いの空間の形成**
 - 市民が日常的に集い・安らげる居心地の良い空間、水や緑とふれあえる空間、安全・安心を支える防災力を備えた空間、景観的に調和がとれた空間など、日々の生活の中で平和の尊さを感じられる空間を形成する。
- ③**長崎の新たな玄関口としての機能強化**
 - 長崎南北幹線道路の（仮称）松山インターチェンジの整備に伴い、インターチェンジに接続する市道松山町線の車両交通量の増加が見込まれることから、交通処理機能の確保や周辺の公共駐車場への誘導などにより、車の来訪者を迎え入れる機能を強化する。
- ④**平和を伝える機能向上の動線形成**
 - 西地区における地域の歴史を伝える場をつくり、浦上川（水辺空間）、東地区、旧城山国民学校校舎につなげる動線を形成する。
- ⑤**効率的で効果的な施設整備と管理運営**
 - 官民連携手法や ICT の活用などにより、効率的で効果的な施設整備と、市民参加を促しながら、将来にわたり持続可能な管理運営を行う。

3-5. スポーツ施設の再配置に関する方針



■市民総合プール

- 平和公園（西地区）に再配置する。
- 屋内プールの機能・規模、位置や屋外プールのあり方などについては、競技用としての機能はもとより、より市民が身近に利用できる視点を踏まえ、本計画策定後に検討を行う。

■市営庭球場・市営弓道場

- 平和公園（西地区）に再配置する。
- 施設の機能・規模などについては、本計画策定後に検討を行う。

■市営ソフトボール場

- 長崎市総合運動公園に再配置する。

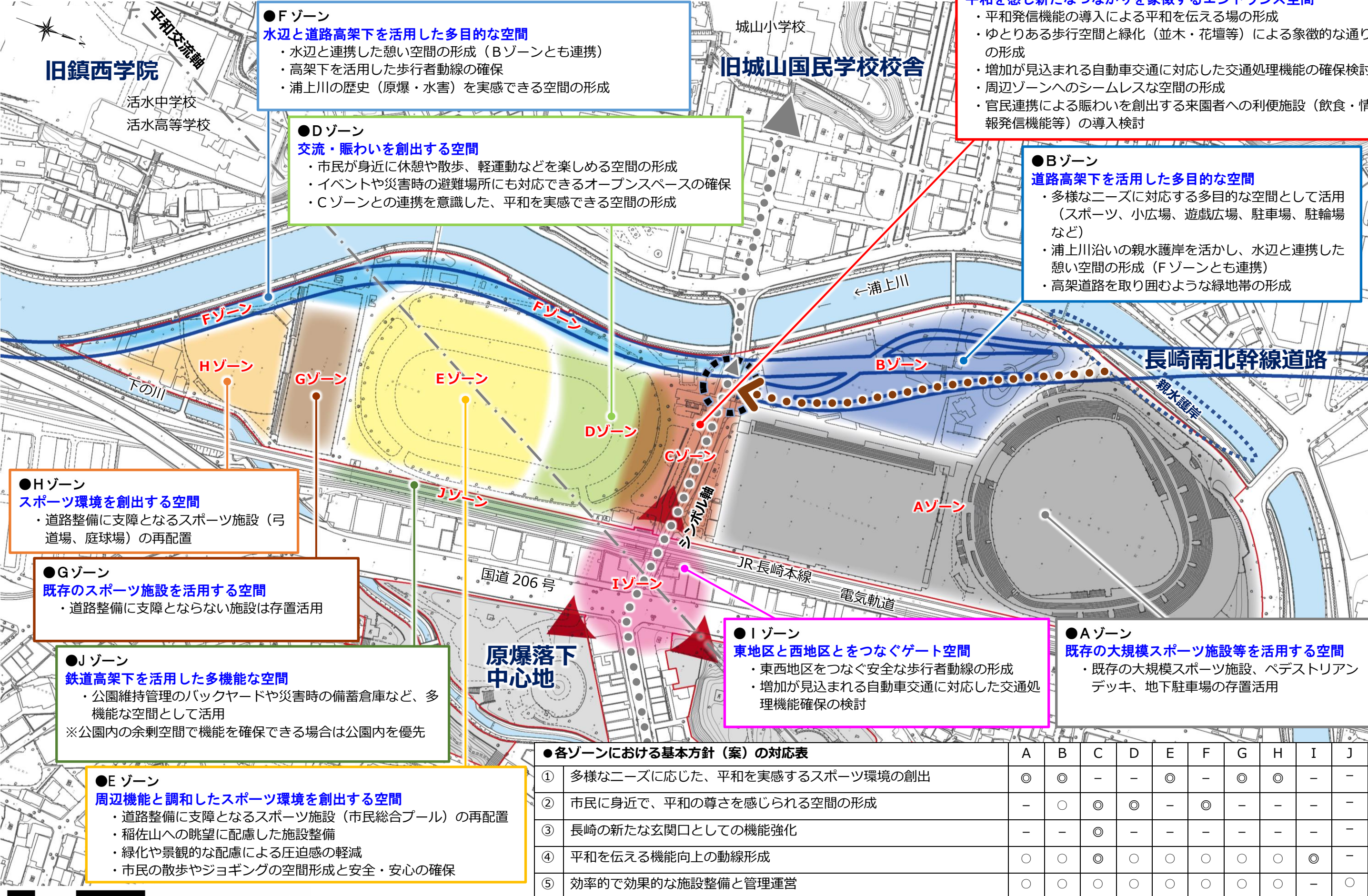
■市営陸上競技場

- 中部下水処理場跡地へ陸上練習場（400mトラック）としての機能を移転する。
- 施設の機能・規模などについては、本計画策定後に検討を行う。

0 20 50 100 200m

第4章 平和公園（西地区）の整備方針

4-1. ゾーニングとゾーン別整備方針

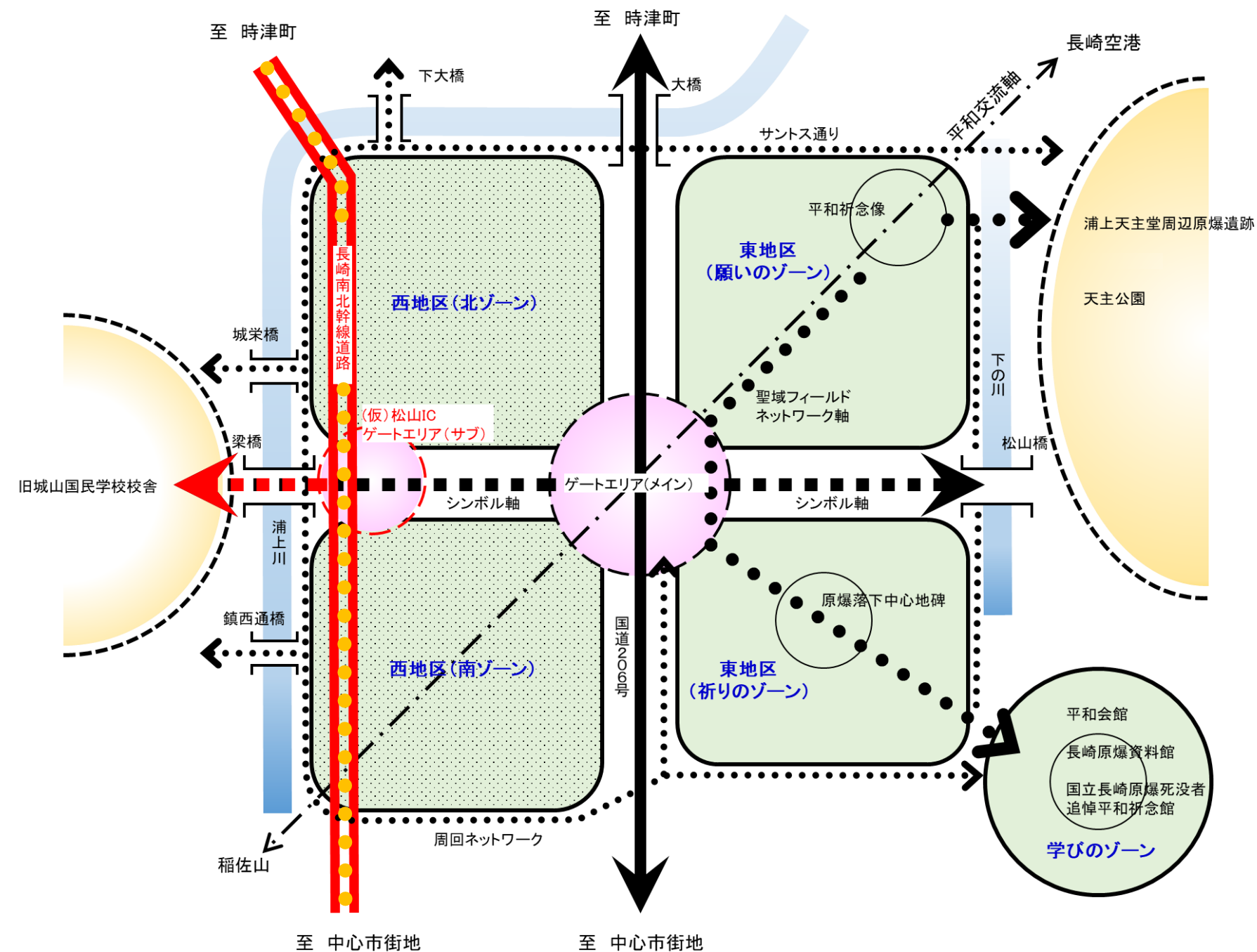


4-2. 動線計画

現行計画に示されている平和公園全体のネットワークの考え方を踏まえて、車両動線と歩行者動線を定めた。

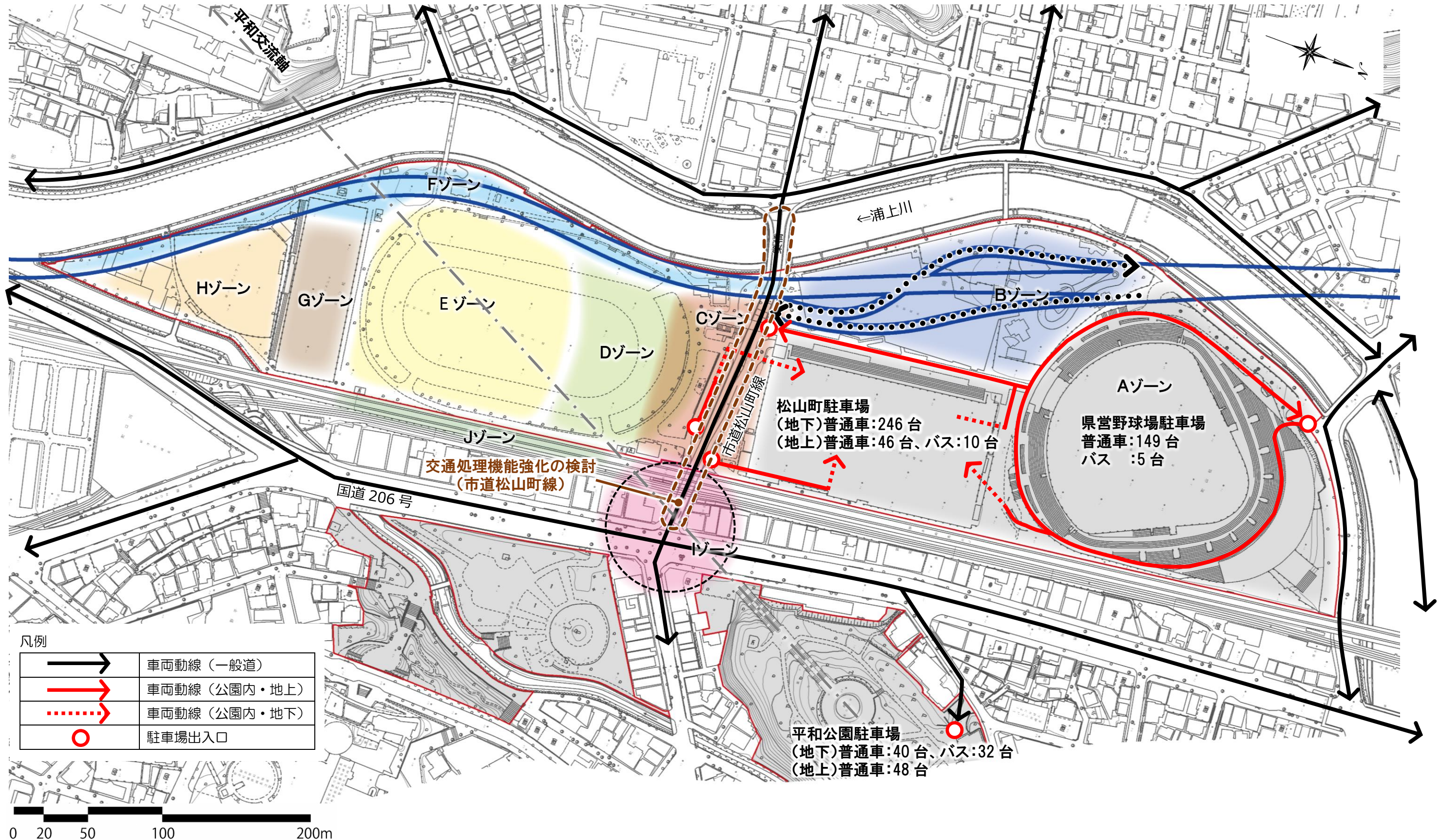
(1) 平和公園全体のネットワークの考え方

- 計画にあたっては、平和公園の東西地区をつなぐ市道松山町線をシンボル軸として形成し、それぞれの地区の南北で、東地区（願いのゾーン、祈りのゾーン、学びのゾーン）と西地区（北ゾーン、南ゾーン）に分割した。シンボル軸については、平和公園の東西地区だけでなく、周辺の旧城山国民学校校舎とのつながりも位置付け、平和学習の一端を担う施設とのネットワークを形成する。
- 平和公園の各ゾーンの中心となる部分を「ゲートエリア（メイン）」、東西地区を結ぶ市道を「シンボル軸」、各ゾーンや周辺の平和関連施設との動線を歩行者の「周回ネットワーク」として位置づける。
- 長崎南北幹線道路の整備により新たに設置される（仮称）松山 IC 周辺は、サブのゲートエリアとして位置づけ、新たな玄関口としての機能強化を図る。



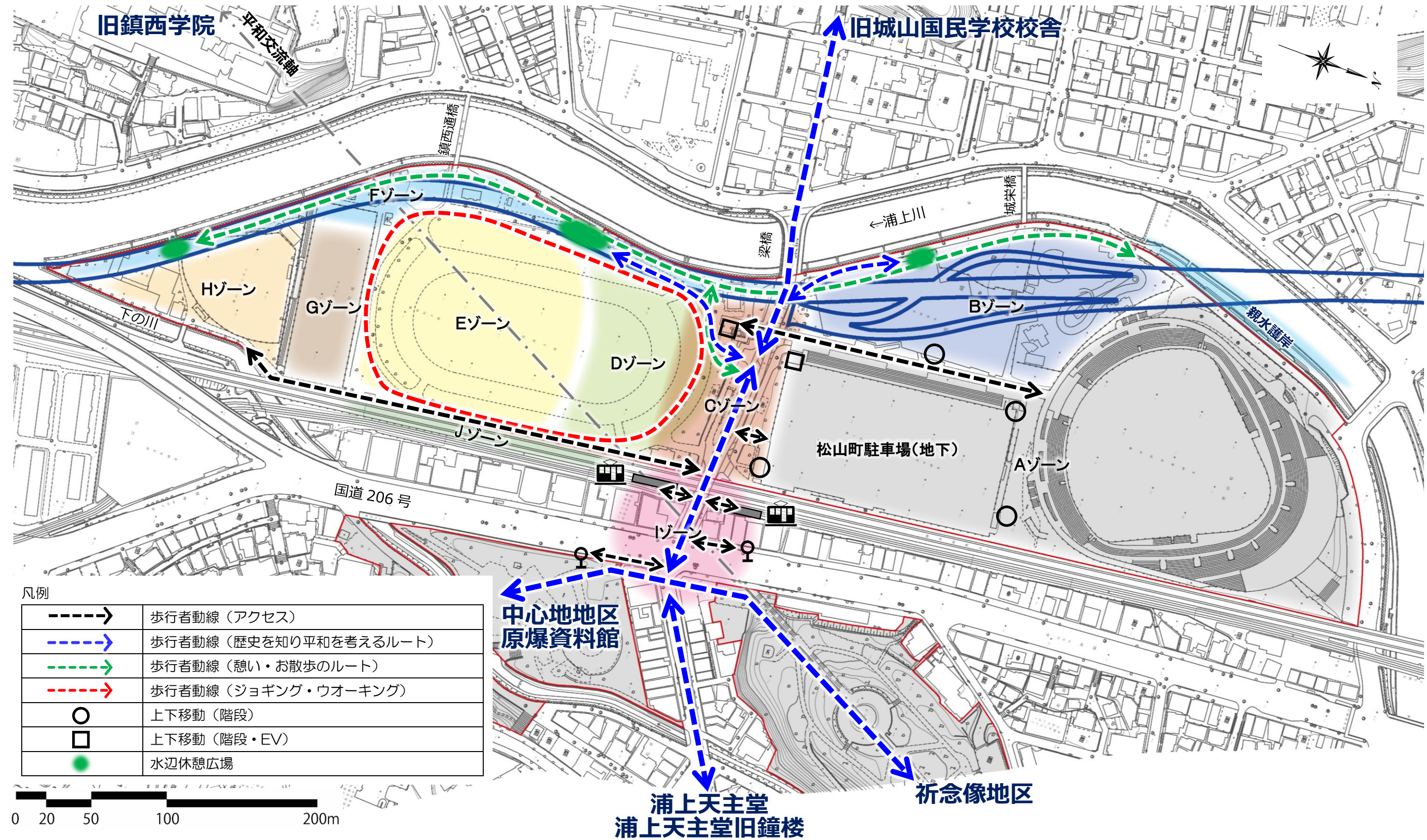
(2) 車両動線計画

- 市道松山町線については、(仮)松山 IC の接続により交通量増加が見込まれることから、シンボル軸としての象徴性と整合を図りながら交通処理機能の確保について検討する。
- 長崎南北幹線道路から公園を訪れる車両は、既存の市営松山町駐車場(地下)や県営野球場駐車場(地上)、市営平和公園駐車場を活用し、新たな玄関口である(仮)松山 IC からサイン等により誘導する。
- 市道松山町線への車両の集中を緩和するにあたっては、駐車場からの車両の出口を検討する。



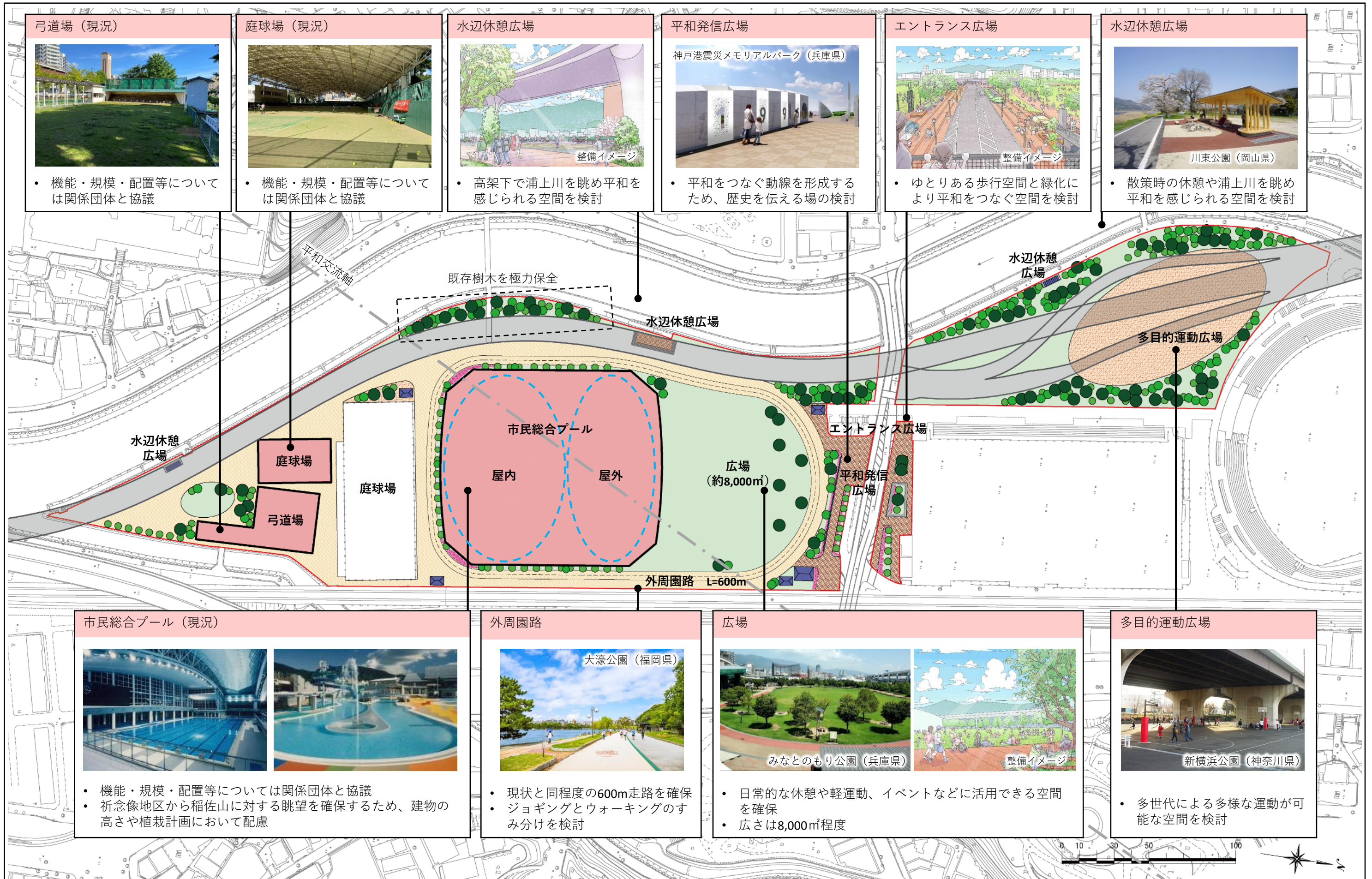
(3) 歩行者動線計画

- 西地区全体を安全・安心に移動できる歩行者動線ネットワークの形成にあたっては、電車・バスの公共交通機関や市営松山町駐車場からの連続性を踏まえ、目的別に歩行者動線を分け、それを機能させるサイン等を整備する。
- Cゾーンには、西地区における歴史を伝える場をつくり、浦上川（水辺空間）、東地区、旧城山国民学校校舎につなげる動線をサイン等により形成する。
- Cゾーン（市道松山町線）は、ゆとりある歩行空間や周辺ゾーンへのシームレスな動線を確保する。
- 浦上川左岸には、憩い、地区の歴史を知るための水辺休憩広場を確保し、浦上川と稲佐山を望む眺望点とする。

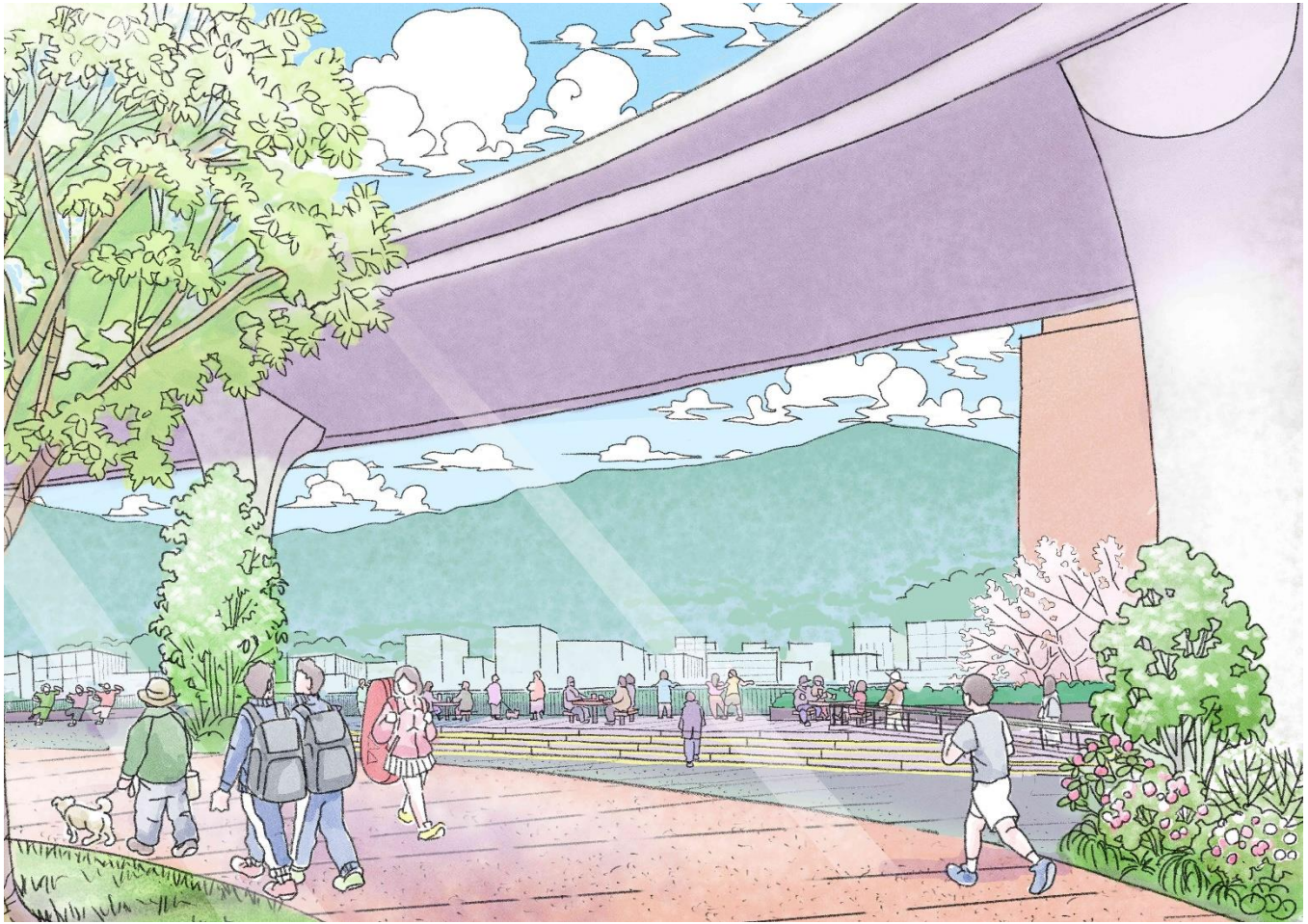
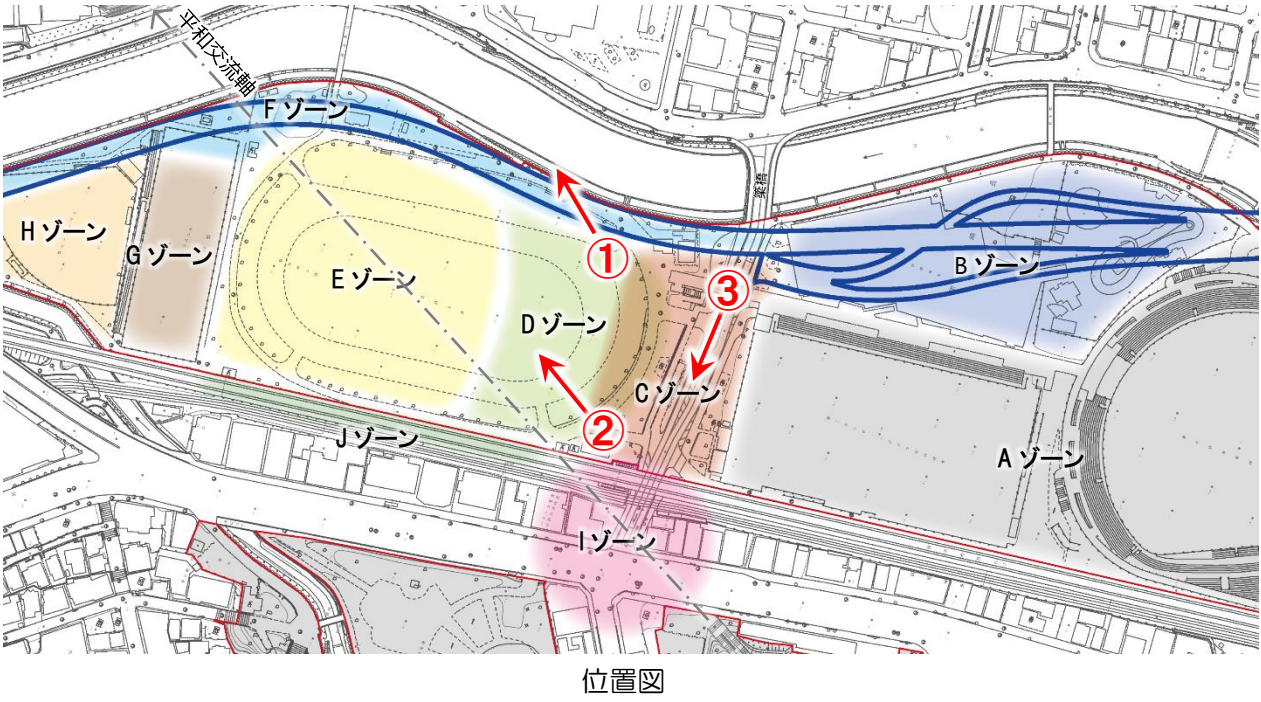


第5章 整備イメージ

5-1. 平面配置



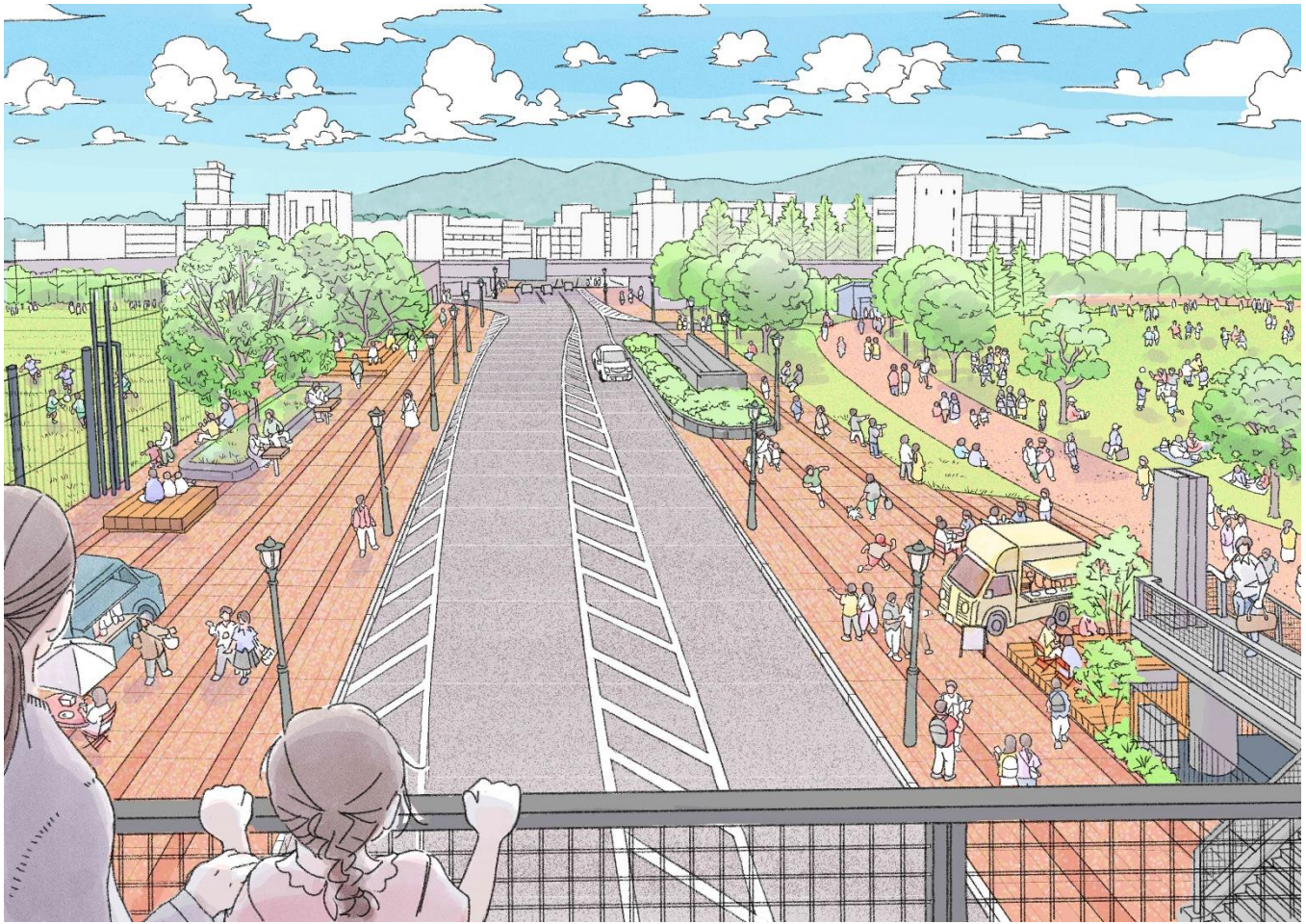
5-2. 視線レベル



① 【D・Fゾーン】外周路から高架橋や水辺休憩広場へ向けた視点



② 【C・Dゾーン】外周路上から広場へ向けた視点



③ 【Cゾーン】ペDESTリアンデッキから国道206号へ向けた視点

第6章 整備にあたっての配慮検討事項

（１）交通処理

- C・Iゾーンは、インターチェンジの設置に伴う市道松山町線の拡幅により平和発信広場が失われる可能性や、信号設置による交通混雑の懸念があるため、市道松山町線の拡幅にも対応可能なスペースの確保について検討する。
- 市民総合プールやラグビー・サッカー場、県営野球場でイベントが開催される場合や集中する場合は、既存道路では対応できない可能性もあるため、これらの懸念を含め検討する。

（２）交通弱者への配慮

- 駐車台数の増加により障害者優先の駐車スペースが一般の利用者に占有される可能性があるため、対策を検討する。

（３）サイン計画

- 外国人観光客に配慮し、わかりやすいサインを検討する。
- 西地区だけでなく、東地区も含め平和公園全体で一体的なデザインや管理を検討する。

（４）観光客を招き入れるための仕掛けづくり

- 地域の魅力向上とゼロカーボンシティの観点から、パークアンドライドによる交通混雑の低減、自転車の利用促進、公園との連携を意識した都市・地区スケールの歩行者動線の計画・整備を検討する。

（５）景観

- 平和交流軸の位置する祈念像地区から稲佐山への眺望をはじめ、各種景観に配慮する。
- 市民総合プールのファサードデザインは景観的な調和を図るうえで重要であるため、コスト削減により平面的にならないよう配慮する。

7 指定管理者の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

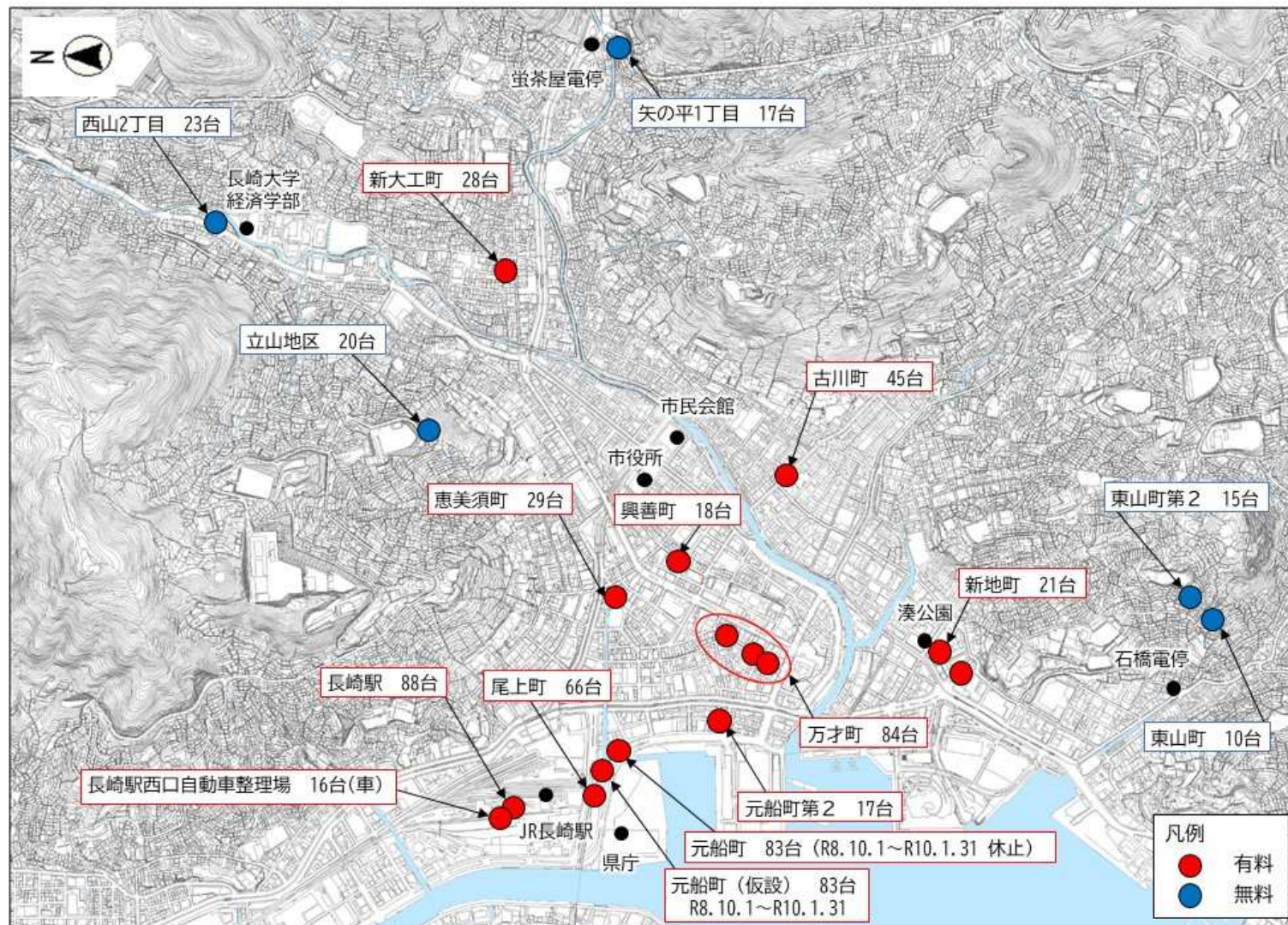
選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	稲佐山公園	長崎市都市公園条例	アトラクト稲佐山共同事業体	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日	土木総務課
	長崎市総合運動公園 (ベネックス総合運動公園)		長崎消毒社・NCC共同事業体		
	長崎公園		(株)松田久花園		
	長崎東公園		(株)NBCソシア		
	桜町駐車場	長崎市駐車場条例	(株)ビバホーム	令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日	土木企画課
	市民会館地下駐車場		(株)トラスティ建物管理	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日	
	松が枝町駐車場		(株)長南		
	松が枝町第2駐車場		(株)司コーポレーション		
	平和公園駐車場		(株)城保安警備		
	松山町駐車場		長崎文化振興共同事業体		
	茂里町駐車場				
	古川町二輪車等駐車場	長崎市二輪車等駐 車場条例	(株)ファーストスター	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	
	万才町二輪車等駐車場				
	元船町二輪車等駐車場				
	尾上町二輪車等駐車場				
恵美須町二輪車等駐車場					

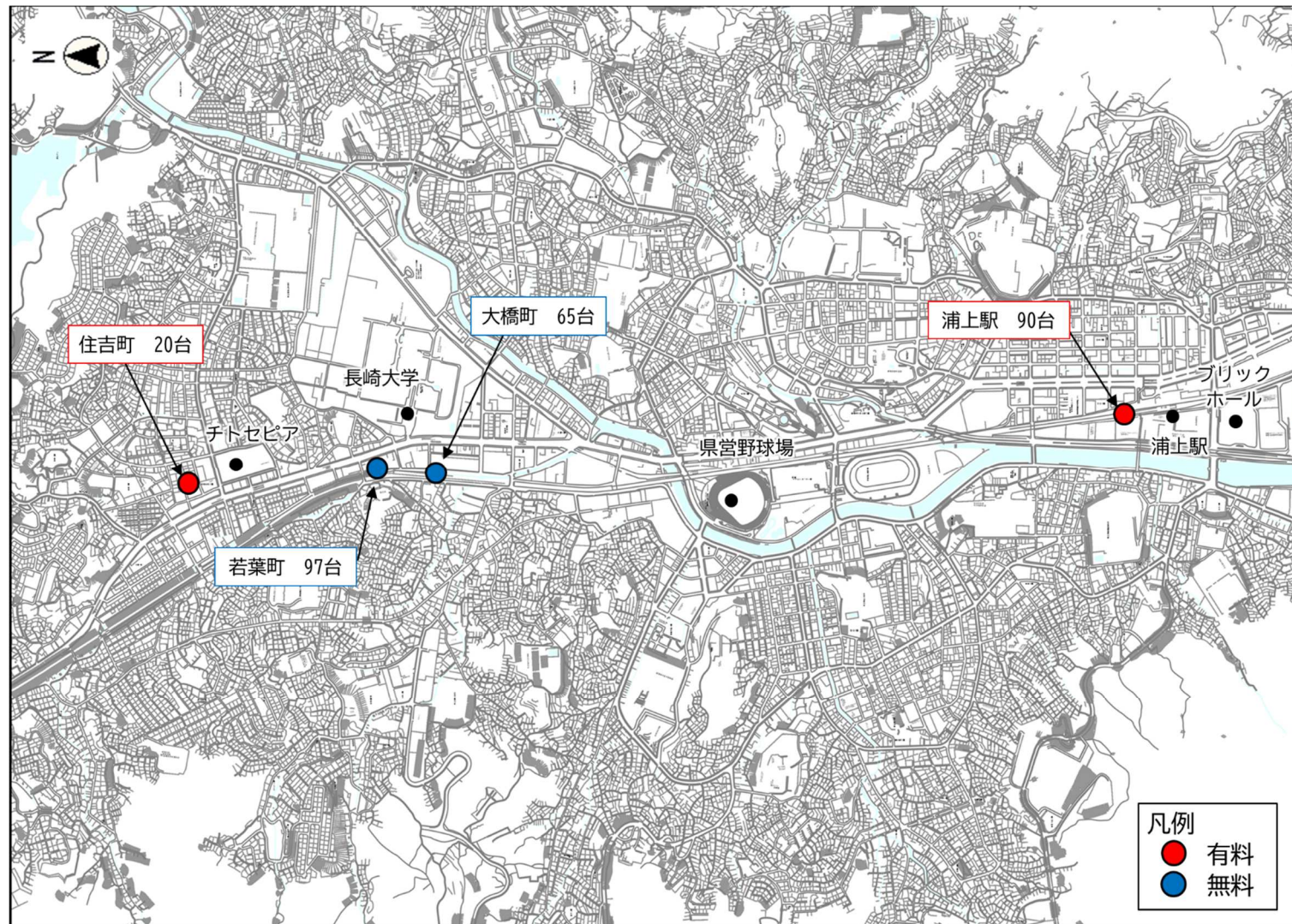
	新地町二輪車等駐車場 元船町第２二輪車等駐車場 住吉町二輪車等駐車場 興善町二輪車等駐車場 新大工町二輪車等駐車場 長崎駅二輪車等駐車場 浦上駅二輪車等駐車場 矢の平１丁目二輪車等駐車場 西山２丁目二輪車等駐車場 若葉町二輪車等駐車場 大橋町二輪車等駐車場 東山町二輪車等駐車場 東山町第２二輪車等駐車場 立山地区二輪車等駐車場	長崎市二輪車等駐車 場条例	(株)ファーストスター	令和３年４月１日 ～ 令和８年３月３１日	土木企画課
	長崎駅西口自動車整理場	長崎駅西口自動車整 理場条例			
非公募	築町二輪車等駐車場	長崎市二輪車等駐車 場条例	長崎つきまち(株)	令和７年４月１日 ～ 令和１２年３月３１日	

2 公募予定施設（二輪車等駐車場など）

(1) 施設の概要

ア 位置図





イ 更新対象施設における主な施設内容

更新対象施設	所在地	設置年月日		主な施設内容		
		無料	有料	構造	収容台数	施設内容
長崎市矢の平1丁目二輪車等駐車場	矢の平1丁目	H8.3	-	平面自走式	17台	-
長崎市西山2丁目二輪車等駐車場	西山2丁目	H11.4	-	平面自走式	23台	-
長崎市若葉町二輪車等駐車場	若葉町	H2.3	-	平面自走式	97台	-
長崎市大橋町二輪車等駐車場	大橋町	H3.3	-	平面自走式	63台	-
長崎市東山町二輪車等駐車場	東山町	H14.4	-	平面自走式	10台	-
長崎市東山町第2二輪車等駐車場	東山町	H16.2	-	平面自走式	15台	-
長崎市立山地区二輪車等駐車場	立山地区	H15.3	-	平面自走式	20台	-
長崎市古川町二輪車等駐車場	古川町	H9.4	H21.4.1	平面自走式	45台	個別ロック式精算機
長崎市万才町二輪車等駐車場	万才町	H元.3	H21.9.1	平面自走式	84台	個別ロック式精算機
長崎市元船町二輪車等駐車場	元船町	H20.4	H22.4.1	平面自走式	83台	ゲート式精算機
長崎市元船町仮設二輪車等駐車場※	尾上町	-	R8.10.1～ R10.1.31			個別ロック式精算機
長崎市尾上町二輪車等駐車場	尾上町	H15.3	H22.4.1	平面自走式	66台	個別ロック式精算機
長崎市恵美須町二輪車等駐車場	恵美須町	H5.3	H22.12.1	平面自走式	29台	個別ロック式精算機
長崎市新地町二輪車等駐車場	新地町	H4.3	H22.12.1	平面自走式	21台	個別ロック式精算機
長崎市元船町第2二輪車等駐車場	元船町	H13.4	H23.4.1	平面自走式	17台	個別ロック式精算機
長崎市住吉町二輪車等駐車場	住吉町	H18.2	H23.4.1	平面自走式	20台	個別ロック式精算機
長崎市興善町二輪車等駐車場	興善町	H12.4	H27.2.1	平面自走式	18台	個別ロック式精算機
長崎市新大工町二輪車等駐車場	新大工町	-	H27.2.1	平面自走式	28台	個別ロック式精算機

長崎駅二輪車等駐車場	尾上町	-	R2. 8. 1	平面自走式	88 台	ゲート式精算機
長崎市浦上駅二輪車等駐車場	川口町	-	R4. 1. 18	平面自走式	90 台	ゲート式精算機
長崎駅西口自動車整理場	尾上町	-	R2. 3. 28	平面自走式	16 台	フラップ式精算機

※元船町仮設二輪車等駐車場について

長崎市上下水道局が令和 8 年度から着手を予定している配水管布設工事に伴い、元船町二輪車等駐車場が供用できなくなるため、現在の施設を令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで休止する。

休止期間中は、代替施設として「元船町仮設二輪車等駐車場」を現在の施設の近くに設置する。

ウ 設置目的

(ア) 二輪車等駐車場

二輪車等の放置を防止し、道路交通の円滑化を図ることを目的としている。

(イ) 長崎駅西口自動車整理場

長崎駅をはじめとする周辺施設利用者の送迎等による道路上の路上駐停車を防止し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保することを目的としている。

エ 各駐車場の料金

(ア) 二輪車等駐車場

区 分		入出庫 1 回ごとの料金
24 時間以内の場合	最初の 1 時間まで	100 円
	1 時間を超えるとき	200 円
24 時間を超える場合		24 時間につき 200 円

(イ) 長崎駅西口自動車整理場

種別 車種	入出庫 1 回ごとの駐車料金	
	最初の 20 分まで	20 分を超える場合
普通自動車 小型自動車 軽自動車	無料	30 分につき 200 円

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(ア) 二輪車等駐車場

【無料施設】

施設名称	利用台数				
	導入前 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
長崎市矢の平 1 丁目二輪車等駐車場	3,808 台	2,308 台	2,148 台	2,121 台	2,323 台
長崎市西山 2 丁目二輪車等駐車場	7,104 台	3,251 台	3,300 台	3,453 台	2,725 台
長崎市若葉町二輪車等駐車場	18,844 台	10,981 台	11,557 台	9,983 台	9,090 台
長崎市大橋町二輪車等駐車場	15,708 台	10,375 台	9,655 台	9,334 台	7,811 台
長崎市東山町二輪車等駐車場	1,824 台	609 台	822 台	1,010 台	969 台
長崎市東山町第 2 二輪車等駐車場	1,676 台	652 台	635 台	631 台	422 台
長崎市立山地区二輪車等駐車場	5,782 台	2,919 台	2,687 台	2,636 台	2,588 台
計	54,746 台	31,095 台	30,804 台	29,168 台	25,928 台

【有料施設】

施設名称	利用台数				
	導入前 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
長崎市古川町二輪車等駐車場	13,162 台	13,982 台	14,177 台	12,777 台	12,962 台
長崎市万才町二輪車等駐車場	17,369 台	15,238 台	16,939 台	17,875 台	19,754 台
長崎市元船町二輪車等駐車場	17,368 台	17,625 台	19,240 台	20,304 台	19,817 台
長崎市尾上町二輪車等駐車場	18,419 台	19,103 台	21,220 台	21,981 台	21,818 台
長崎市恵美須町二輪車等駐車場	8,601 台	9,703 台	9,627 台	9,867 台	9,586 台
長崎市新地町二輪車等駐車場	6,828 台	7,156 台	7,768 台	6,334 台	7,652 台
長崎市元船町第 2 二輪車等駐車場	6,110 台	5,820 台	5,804 台	6,332 台	5,923 台
長崎市住吉町二輪車等駐車場	6,265 台	6,538 台	6,490 台	6,161 台	7,098 台
長崎市興善町二輪車等駐車場	6,521 台	7,601 台	6,955 台	7,057 台	6,760 台
長崎市新大工町二輪車等駐車場	8,421 台	10,257 台	9,163 台	9,591 台	9,195 台
長崎駅二輪車等駐車場	8,613 台	24,054 台	34,470 台	34,375 台	35,516 台
長崎市浦上駅二輪車等駐車場	－ 台	2,788 台	12,081 台	9,012 台	10,823 台
計	117,677 台	139,865 台	163,934 台	161,666 台	166,904 台

(イ) 長崎駅西口自動車整理場

施設名称	利用台数					
	有料無料	導入前 (令和 2 年度)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
長崎駅西口自動車整理場	無料 (最初の 20 分)	－ 台	20,654 台	53,666 台	59,563 台	67,076 台
	有料	－ 台	17,229 台	38,584 台	40,962 台	38,416 台
	合計	10,985 台	37,883 台	92,250 台	100,525 台	105,492 台

イ 駐車場利用料金受入金（固定納付金＋変動納付金）

（単位：千円）

施設名	導入前 （令和2年度）	令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度 （見込）
矢の平1丁目二輪車等 駐車場ほか17施設	—	7,268	6,879	3,748	6,771
長崎駅西口自動車整理場	—	6,893	10,484	3,911	11,309
浦上駅二輪車等駐車場	—	678	3,612	3,250	3,503
計	—	14,839	20,975	10,909	21,583

※ 令和5年度から当該年度の変動納付金は次年度の歳入に計上することになったため減少している

ウ 指定管理委託料

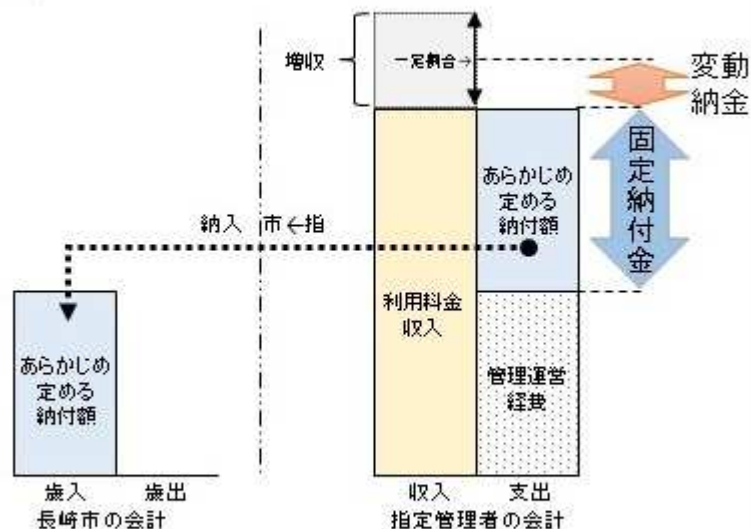
（単位：千円）

施設名	導入前 （令和2年度）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込）
矢の平1丁目二輪車等 駐車場ほか17施設	15,163	0	0	0	0
長崎駅西口自動車整理場		0	0	0	0
浦上駅二輪車等駐車場	—	0	0	0	0
計	15,163	0	0	0	0

エ 利用料金制のイメージ

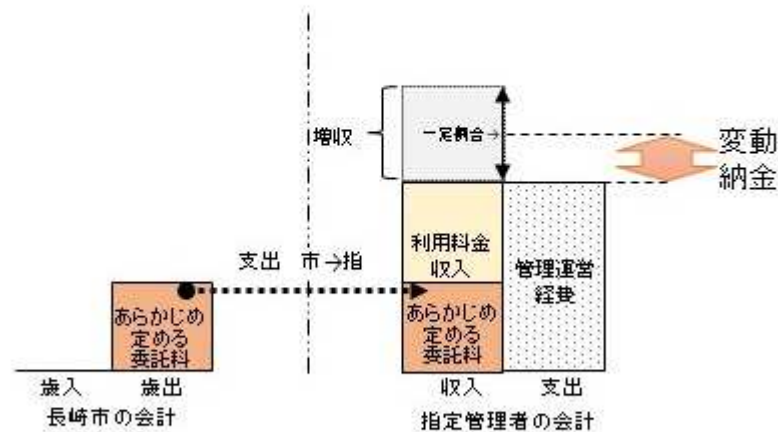
管理運営経費＜料金収入の場合

- 指定管理者は管理運営経費を利用料金収入で賄う
- あらかじめ定める納付額(固定納付金)を市に納付する
- 当初見込みより収入が増加した場合、増収分の一定割合を市に納付(変動納付金)



管理運営経費＞料金収入の場合

- 指定管理者は管理運営経費を利用料金収入で賄うが、不足分は市からの指定管理委託料を補填する。
- 当初見込みより収入が増加した場合、増収分の一定割合を市に納付(変動納付金)



オ 主なサービス向上策

指定管理者において、キャッシュレス対応精算機の導入、外灯のLED化などの物的サービスだけでなく、接遇などの講習会の実施により人的サービスも含めた市営二輪車等駐車場及び長崎駅西口自動車整理場利用者へのサービス向上策を講じている。

カ 評価

施設の老朽化や不具合に対しては適切に対応し、施設の機能維持が図られている。また、利用者からの苦情等に対しても柔軟な対応をしており、おおむね適切な管理運営ができている。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

ア 方針

現在、長崎市二輪車等駐車場（19 施設）及び長崎駅西口自動車整理場は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を指定管理者による管理を行っているが、令和 8 年度以降の 5 年間についても、市民サービスの向上、経費削減による経済効果などを勘案し、長崎市二輪車等駐車場（19 施設）及び長崎駅西口自動車整理場を一括して指定管理者による管理を継続する。

イ 次期指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

ウ 選定方法 公募

エ 利用料金制 適用

(4) 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和7年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和7年8月		指定管理者公募
令和7年9月		↓
令和7年10月		・公募締切
令和7年11月	11月議会	審査（指定管理者候補者選定審査会）
		・審査及び候補団体の決定
		指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査